

投資信託説明書
(請求目論見書)

使用開始日 2024.3.12

グローバル財産3分法ファンド (毎月決算型)

追加型投信／内外／資産複合

この目論見書により行う「グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年9月11日に関東財務局長に提出しており、2023年9月12日に効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

発行者名	: 三菱UFJアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 取締役社長 横川 直
本店の所在の場所	: 東京都港区東新橋一丁目9番1号
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	1
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	49
第3【ファンドの経理状況】	55
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	86
第三部【委託会社等の情報】	87
第1【委託会社等の概況】	87
約款	132

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）
（「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

(5)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

(7)【申込期間】

2023年9月12日から2024年9月11日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料(税込)を販売会社が定める日までに支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産
		資産複合

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ ・ファンズ	
不動産投信	その他	中南米		なし
その他資産(投資信託 証券(株式・債券・ 不動産投信))		アフリカ		
		中近東(中東)		
資産複合		エマージング		

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

※ 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券 (株式・債券・不動産投信))	投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、株式・債券・不動産投信に投資する。
年12回(毎月)	目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本含む)	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。

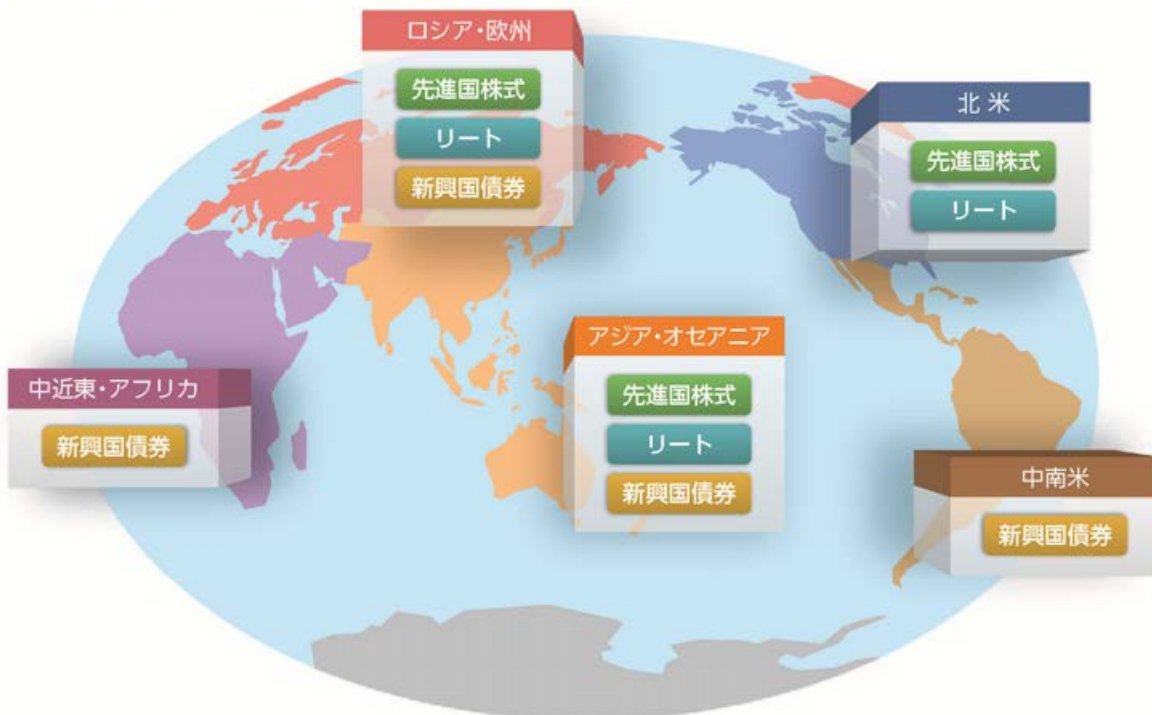
- ◆「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート(上場不動産投資信託)* および新興国(エマージング・カントリー)の債券を主要投資対象とします。
- ◆原則として、為替ヘッジは行いません。



*【リート(上場不動産投資信託)】

複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。

● 投資対象地域における投資状況(2023年12月29日現在)

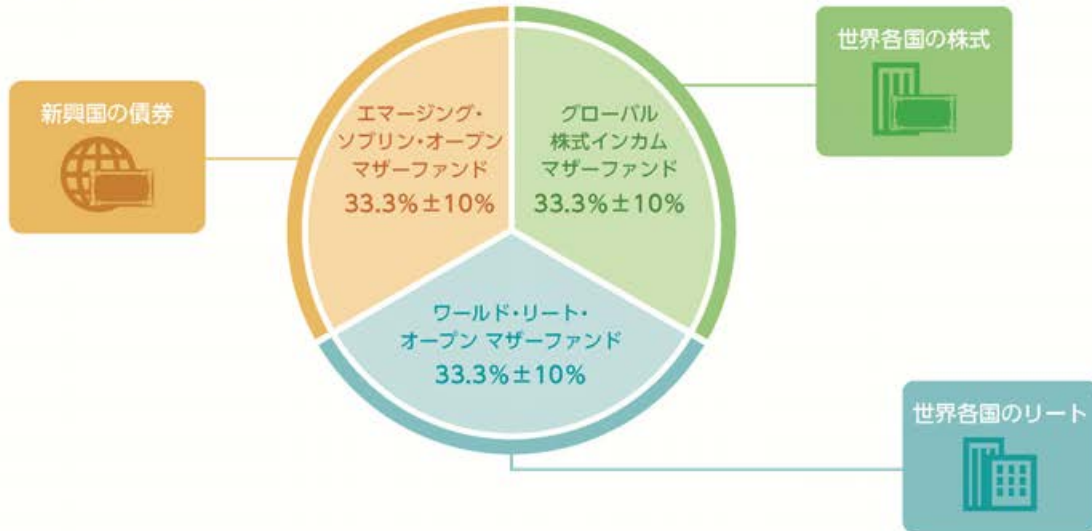


※上記の投資状況は、将来変更となる可能性があります。

特色2

各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

- ◆ 3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。
- ◆ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 各マザーファンドの想定組入比率



資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
- 原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。

- ◆ 毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



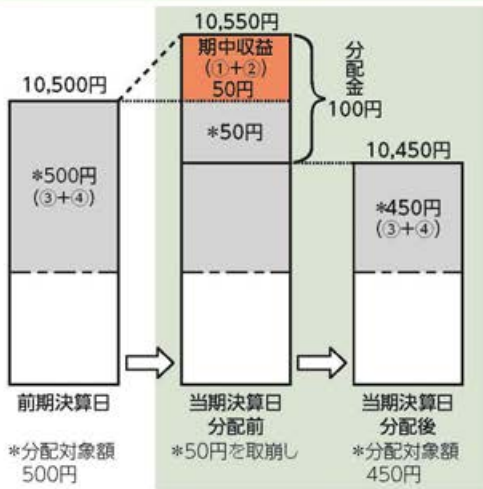
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

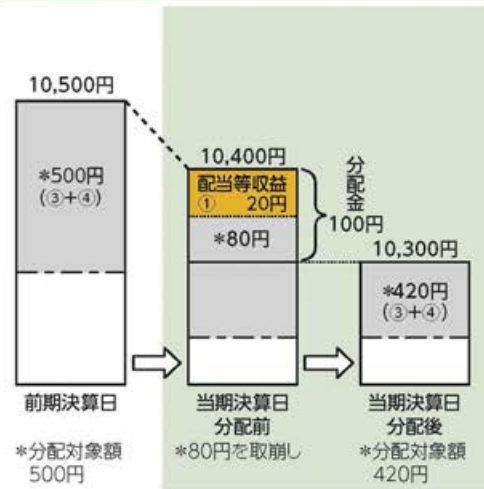
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

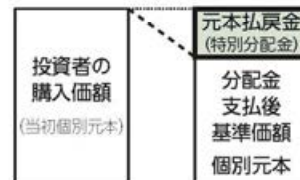
収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

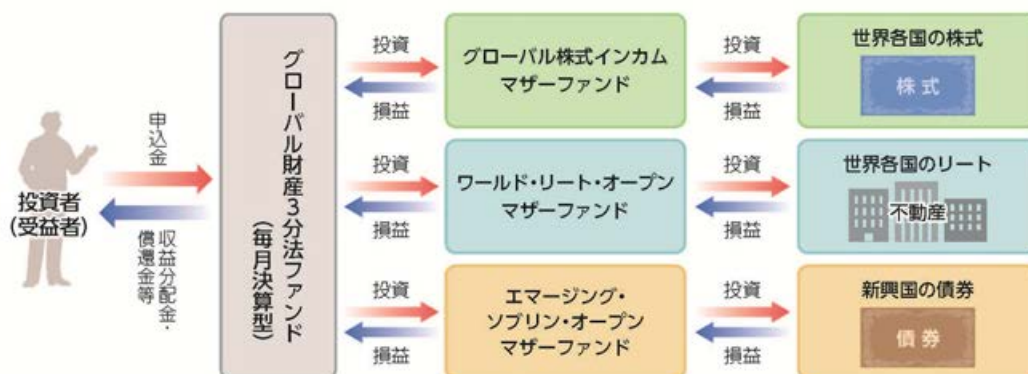


普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



- ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

特色 各マザーファンドの特色



グローバル株式インカム マザーファンド

- 1 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - 2 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
 - 3 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- 4 UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。



ワールド・リート・オープン マザーファンド

- 1 世界各国のリート(上場不動産投資信託)を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - 2 ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種(セクター)配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
 - 3 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- 4 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(MSIM(米国))に運用指図の権限を委託します。

◆ 当マザーファンドにおける運用体制は以下の通りです。



- MSIM(米国)にマザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を委託します。
- MSIM(米国)は、欧州地域および中東地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(MSIM(ロンドン))に、アジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー(MSIM(シンガポール))に、更に委託することができます。



エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

- 1 新興国(エマージング・カントリー)のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり利益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

*1【ソブリン債券】

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

*2【準ソブリン債券】

準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

- 2 グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

- 新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
- J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

- 3 原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、①～③のような運用ができない場合があります。

- 4 ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

J.P. Morgan EMBI Global Diversified:情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(2)【ファンドの沿革】

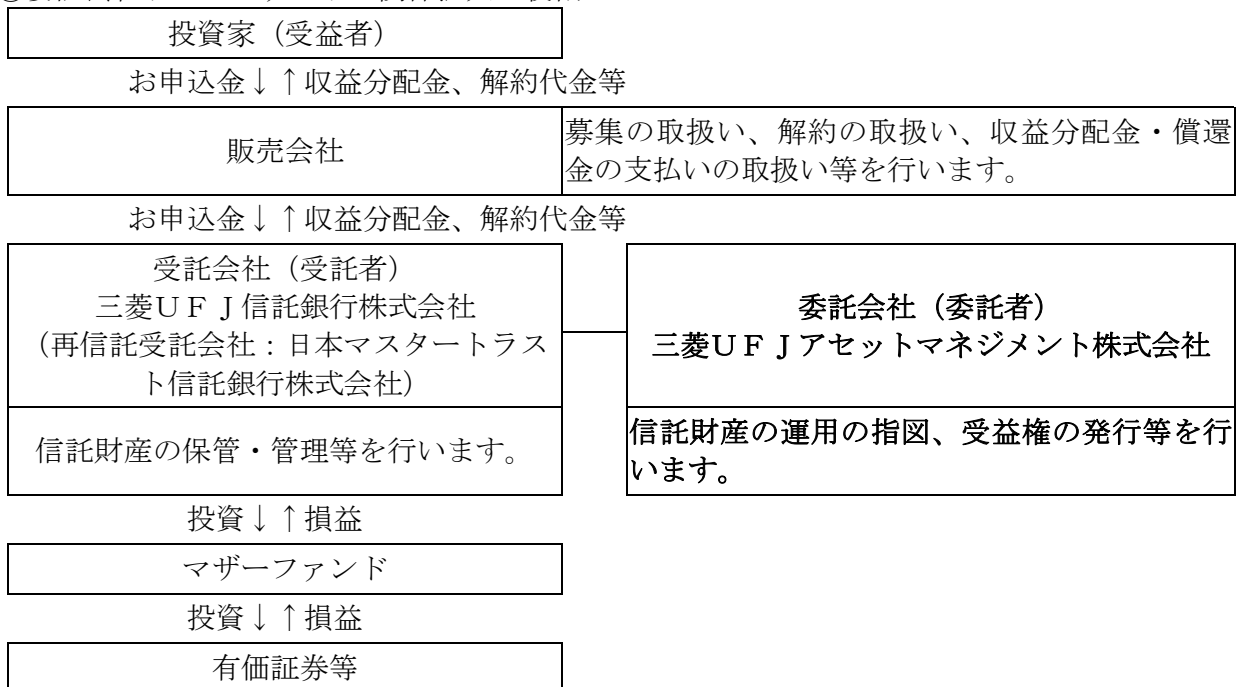
2005年10月14日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3)【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2023年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

② 投資態度

- a. マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券に分散投資を行います。
- c. 原則として、ファンドの純資産総額に対して各マザーファンドへ3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
- d. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- e. 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

③ 運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.、b. の証券または証書の性質を有するもの
- d. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- e. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- f. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、d. の証券およびe. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. か

ら d. までの掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

《グローバル株式インカム マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 株式への投資は、制限を設けません。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(7) 有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行います。

(8) スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行います。

(9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

(10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(11) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

《ワールド・リート・オープン マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第 14 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。
- ② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。

3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りします。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

《エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

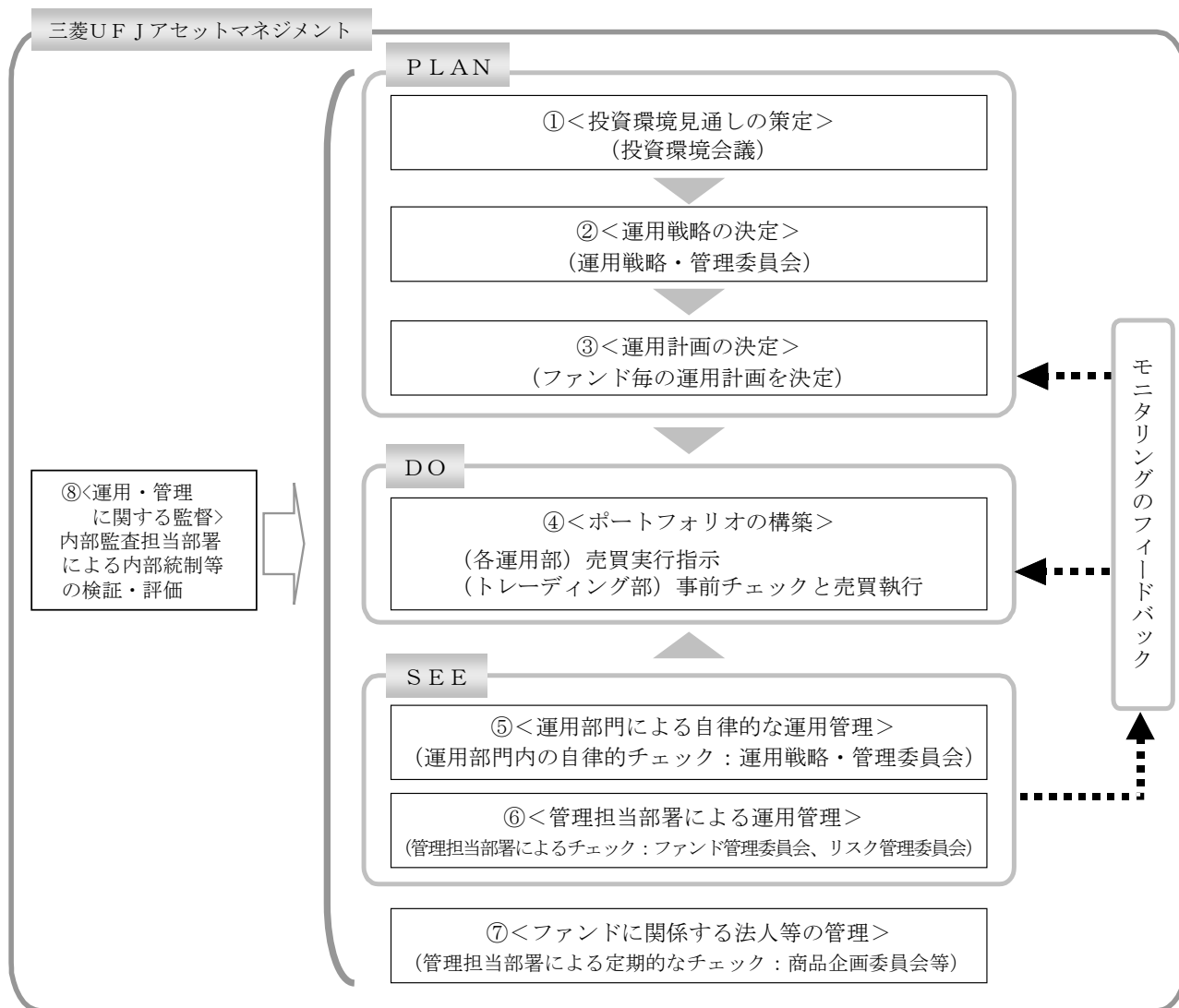
- イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
- イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ハ. ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
 - ニ. エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- ⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ 債券等の運用にあたっては、ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (9) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

以上

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理およ

び法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に關する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に關する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に關する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

(4)【分配方針】

① 収益分配方針

毎月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。また、毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行うことがあります。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

② 収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

③ 収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残

金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

① マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。

② 株式への投資

株式への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

④ デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

⑤ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

⑥ 外国為替予約取引の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑦ 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧ 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エク

ポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

① 価格変動リスク

a. 株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

b. リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リアートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

② 金利変動リスク

a. 金利上昇時にはリアートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リアートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リアートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

b. 投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

③ 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

④ 信用リスク

a. 投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

b. 債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

⑤ 流動性リスク

- a. 有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
 - b. 一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。
- ⑥ カントリー・リスク
- a. 投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、ファンドが保有している有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。
 - b. 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。
 - (a) 先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
 - (b) 政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
 - (c) 海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
 - (d) 先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。
 この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。
- ⑦ リートの構造上のリスク
- a. リートが投資する不動産に関するリスク

リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リーートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リーートの価格が下落することがあります。
 - b. リートの経営陣等に関するリスク

リーートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リーートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリーートの価格形成等に影響を与えることがあります。
 - c. リートの資金調達に関するリスク

リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
 - d. リートの規模に関するリスク

一般的にリーートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。
 - e. リートの規制環境に関するリスク

リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リーートの価格形成等に影響を与えることがあります。
- ⑧ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク
- 同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。
- ⑨ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）
- 証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。
- ⑩ 運用指図の権限委託に係る留意点
- 委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、

この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

⑪ その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- d. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

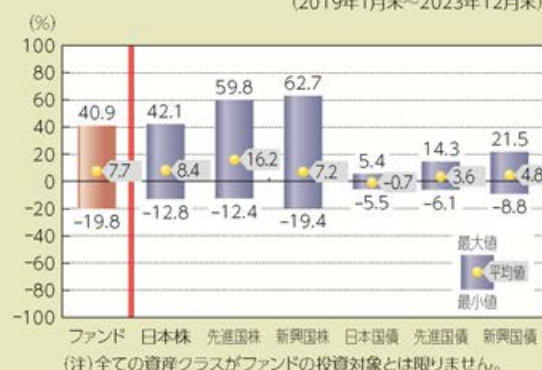
■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2019年1月末～2023年12月末)



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2019年1月末～2023年12月末)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、
分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手
数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購
入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の 0.25%が差引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- ① a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年
1.5730%（税抜 1.4300%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映され
ます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ② 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.8000%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額 の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5500%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入 後の情報提供等
受託会社	0.0800%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指 図の実行等

※ 上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、以下の投資顧問報酬が含まれます。

- a. ワールド・リート・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）
およびワールド・リート・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、
その報酬の合計額は、ワールド・リート・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎
日、ワールド・リート・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年
率（上限0.60%）をかけた額とします。

- b. エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドに係る投資顧問報酬

委託会社が受ける報酬から、原則として毎年2・8月の5日（休業日の場合は翌営業日）

およびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの計算期間を通じて毎日、エマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.50%）をかけた額とします。

(4) 【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は 2023 年 12 月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

(1) 【投資状況】

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	12,060,983,802	97.66
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	289,355,996	2.34
純資産総額		12,350,339,798	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,219,313,113	3.2002	3,902,087,253	3.3384	4,070,554,896	32.96
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式インカム マザーファンド	842,591,729	4.7273	3,983,212,032	4.7756	4,023,881,061	32.58
日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	821,384,491	4.7903	3,934,678,128	4.8291	3,966,547,845	32.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	97.66
合計	97.66

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2023年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第99計算期間末日 (2014年1月14日)	24,935,773,907	24,972,106,535	6,863	6,873
第100計算期間末日 (2014年2月12日)	24,442,801,593	24,478,578,203	6,832	6,842
第101計算期間末日 (2014年3月12日)	24,426,465,126	24,461,487,517	6,975	6,985
第102計算期間末日 (2014年4月14日)	23,911,872,439	23,946,171,610	6,972	6,982
第103計算期間末日 (2014年5月12日)	24,539,057,839	24,572,990,318	7,232	7,242
第104計算期間末日 (2014年6月12日)	24,365,389,050	24,398,584,541	7,340	7,350
第105計算期間末日 (2014年7月14日)	23,866,210,653	23,898,799,232	7,323	7,333
第106計算期間末日 (2014年8月12日)	23,282,348,694	23,314,393,015	7,266	7,276
第107計算期間末日 (2014年9月12日)	24,162,943,710	24,194,374,161	7,688	7,698
第108計算期間末日 (2014年10月14日)	22,750,722,512	22,781,556,531	7,378	7,388
第109計算期間末日 (2014年11月12日)	24,770,048,944	24,800,008,941	8,268	8,278
第110計算期間末日 (2014年12月12日)	24,187,443,118	24,216,230,190	8,402	8,412
第111計算期間末日 (2015年1月13日)	23,693,388,698	23,721,530,044	8,419	8,429
第112計算期間末日 (2015年2月12日)	23,869,973,431	23,925,153,461	8,652	8,672

第113 計算期間末日	(2015年 3月 12日)	23,225,536,456	23,279,730,597	8,571	8,591
第114 計算期間末日	(2015年 4月 13日)	23,131,152,079	23,184,098,969	8,737	8,757
第115 計算期間末日	(2015年 5月 12日)	22,659,579,235	22,711,841,637	8,671	8,691
第116 計算期間末日	(2015年 6月 12日)	22,351,980,488	22,403,251,825	8,719	8,739
第117 計算期間末日	(2015年 7月 13日)	21,657,851,231	21,708,304,321	8,585	8,605
第118 計算期間末日	(2015年 8月 12日)	21,751,747,435	21,801,529,620	8,739	8,759
第119 計算期間末日	(2015年 9月 14日)	19,694,648,751	19,743,776,923	8,018	8,038
第120 計算期間末日	(2015年 10月 13日)	20,170,589,874	20,219,397,253	8,265	8,285
第121 計算期間末日	(2015年 11月 12日)	20,302,316,890	20,350,535,740	8,421	8,441
第122 計算期間末日	(2015年 12月 14日)	19,341,303,821	19,388,921,206	8,124	8,144
第123 計算期間末日	(2016年 1月 12日)	18,260,650,619	18,319,493,637	7,758	7,783
第124 計算期間末日	(2016年 2月 12日)	16,654,220,504	16,712,766,157	7,112	7,137
第125 計算期間末日	(2016年 3月 14日)	18,217,734,692	18,275,950,144	7,823	7,848
第126 計算期間末日	(2016年 4月 12日)	17,416,982,987	17,474,834,637	7,527	7,552
第127 計算期間末日	(2016年 5月 12日)	17,539,627,167	17,597,135,099	7,625	7,650
第128 計算期間末日	(2016年 6月 13日)	17,053,027,033	17,110,083,813	7,472	7,497
第129 計算期間末日	(2016年 7月 12日)	16,882,647,250	16,939,402,017	7,437	7,462
第130 計算期間末日	(2016年 8月 12日)	16,919,245,435	16,975,627,464	7,502	7,527
第131 計算期間末日	(2016年 9月 12日)	16,717,433,732	16,773,619,801	7,438	7,463
第132 計算期間末日	(2016年 10月 12日)	16,505,285,879	16,561,254,329	7,373	7,398
第133 計算期間末日	(2016年 11月 14日)	16,503,843,131	16,559,533,083	7,409	7,434
第134 計算期間末日	(2016年 12月 12日)	17,967,962,303	18,023,073,759	8,151	8,176
第135 計算期間末日	(2017年 1月 12日)	17,595,110,176	17,648,721,176	8,205	8,230
第136 計算期間末日	(2017年 2月 13日)	17,286,728,666	17,339,610,498	8,172	8,197
第137 計算期間末日	(2017年 3月 13日)	17,087,771,292	17,139,951,299	8,187	8,212
第138 計算期間末日	(2017年 4月 12日)	16,509,604,812	16,561,424,714	7,965	7,990
第139 計算期間末日	(2017年 5月 12日)	17,031,219,010	17,082,645,904	8,279	8,304
第140 計算期間末日	(2017年 6月 12日)	16,526,573,721	16,577,400,818	8,129	8,154
第141 計算期間末日	(2017年 7月 12日)	16,608,024,779	16,658,359,521	8,249	8,274
第142 計算期間末日	(2017年 8月 14日)	16,024,055,756	16,073,925,323	8,033	8,058
第143 計算期間末日	(2017年 9月 12日)	16,120,732,808	16,169,812,832	8,211	8,236
第144 計算期間末日	(2017年 10月 12日)	16,385,970,813	16,434,455,565	8,449	8,474
第145 計算期間末日	(2017年 11月 13日)	16,182,585,734	16,230,185,430	8,499	8,524
第146 計算期間末日	(2017年 12月 12日)	16,110,938,230	16,158,048,095	8,550	8,575
第147 計算期間末日	(2018年 1月 12日)	15,865,300,756	15,912,087,921	8,477	8,502
第148 計算期間末日	(2018年 2月 13日)	14,678,092,686	14,724,495,309	7,908	7,933
第149 計算期間末日	(2018年 3月 12日)	14,578,814,810	14,625,121,431	7,871	7,896
第150 計算期間末日	(2018年 4月 12日)	14,439,294,211	14,485,421,211	7,826	7,851
第151 計算期間末日	(2018年 5月 14日)	14,720,962,217	14,766,945,958	8,003	8,028
第152 計算期間末日	(2018年 6月 12日)	14,816,573,519	14,862,302,949	8,100	8,125
第153 計算期間末日	(2018年 7月 12日)	14,886,907,571	14,932,166,228	8,223	8,248

第 154 計算期間末日	(2018 年 8 月 13 日)	14,493,798,773	14,538,787,916	8,054	8,079
第 155 計算期間末日	(2018 年 9 月 12 日)	14,517,330,721	14,562,117,998	8,103	8,128
第 156 計算期間末日	(2018 年 10 月 12 日)	13,977,609,479	14,022,098,606	7,855	7,880
第 157 計算期間末日	(2018 年 11 月 12 日)	14,311,539,278	14,355,823,040	8,079	8,104
第 158 計算期間末日	(2018 年 12 月 12 日)	13,831,656,605	13,875,623,364	7,865	7,890
第 159 計算期間末日	(2019 年 1 月 15 日)	13,087,247,532	13,130,985,526	7,480	7,505
第 160 計算期間末日	(2019 年 2 月 12 日)	13,771,702,355	13,815,265,742	7,903	7,928
第 161 計算期間末日	(2019 年 3 月 12 日)	13,844,953,422	13,888,198,598	8,004	8,029
第 162 計算期間末日	(2019 年 4 月 12 日)	14,049,907,321	14,092,703,968	8,207	8,232
第 163 計算期間末日	(2019 年 5 月 13 日)	13,591,346,776	13,633,954,058	7,975	8,000
第 164 計算期間末日	(2019 年 6 月 12 日)	13,509,557,551	13,552,085,684	7,942	7,967
第 165 計算期間末日	(2019 年 7 月 12 日)	13,645,902,612	13,688,262,055	8,054	8,079
第 166 計算期間末日	(2019 年 8 月 13 日)	12,813,367,844	12,855,543,647	7,595	7,620
第 167 計算期間末日	(2019 年 9 月 12 日)	13,433,478,965	13,475,471,065	7,998	8,023
第 168 計算期間末日	(2019 年 10 月 15 日)	13,270,980,154	13,312,720,594	7,949	7,974
第 169 計算期間末日	(2019 年 11 月 12 日)	13,422,222,582	13,463,450,045	8,139	8,164
第 170 計算期間末日	(2019 年 12 月 12 日)	13,310,087,771	13,350,967,646	8,140	8,165
第 171 計算期間末日	(2020 年 1 月 14 日)	13,528,744,160	13,569,043,429	8,393	8,418
第 172 計算期間末日	(2020 年 2 月 12 日)	13,339,753,537	13,379,477,514	8,395	8,420
第 173 計算期間末日	(2020 年 3 月 12 日)	10,711,054,837	10,750,432,966	6,800	6,825
第 174 計算期間末日	(2020 年 4 月 13 日)	10,291,309,826	10,330,453,661	6,573	6,598
第 175 計算期間末日	(2020 年 5 月 12 日)	10,073,967,801	10,112,988,606	6,454	6,479
第 176 計算期間末日	(2020 年 6 月 12 日)	10,515,480,106	10,554,415,999	6,752	6,777
第 177 計算期間末日	(2020 年 7 月 13 日)	10,570,630,489	10,609,462,267	6,805	6,830
第 178 計算期間末日	(2020 年 8 月 12 日)	10,919,654,421	10,958,337,024	7,057	7,082
第 179 計算期間末日	(2020 年 9 月 14 日)	10,675,832,491	10,714,280,613	6,942	6,967
第 180 計算期間末日	(2020 年 10 月 12 日)	10,762,886,560	10,801,336,994	6,998	7,023
第 181 計算期間末日	(2020 年 11 月 12 日)	11,047,710,623	11,086,005,044	7,212	7,237
第 182 計算期間末日	(2020 年 12 月 14 日)	11,070,128,329	11,107,932,607	7,321	7,346
第 183 計算期間末日	(2021 年 1 月 12 日)	11,139,207,484	11,176,750,349	7,418	7,443
第 184 計算期間末日	(2021 年 2 月 12 日)	11,336,820,507	11,373,792,451	7,666	7,691
第 185 計算期間末日	(2021 年 3 月 12 日)	11,606,796,722	11,643,467,654	7,913	7,938
第 186 計算期間末日	(2021 年 4 月 12 日)	11,817,814,704	11,854,118,470	8,138	8,163
第 187 計算期間末日	(2021 年 5 月 12 日)	11,913,246,931	11,949,279,111	8,266	8,291
第 188 計算期間末日	(2021 年 6 月 14 日)	12,366,821,698	12,402,696,335	8,618	8,643
第 189 計算期間末日	(2021 年 7 月 12 日)	12,272,347,328	12,308,098,292	8,582	8,607
第 190 計算期間末日	(2021 年 8 月 12 日)	12,281,586,409	12,317,106,052	8,644	8,669
第 191 計算期間末日	(2021 年 9 月 13 日)	12,140,832,435	12,176,108,822	8,604	8,629
第 192 計算期間末日	(2021 年 10 月 12 日)	12,106,780,524	12,141,894,210	8,620	8,645
第 193 計算期間末日	(2021 年 11 月 12 日)	12,468,404,024	12,503,194,959	8,960	8,985
第 194 計算期間末日	(2021 年 12 月 13 日)	12,214,275,524	12,248,884,583	8,823	8,848

第 195 計算期間末日	(2022 年 1 月 12 日)	12,379,034,779	12,413,342,787	9,021	9,046
第 196 計算期間末日	(2022 年 2 月 14 日)	11,908,570,006	11,942,738,768	8,713	8,738
第 197 計算期間末日	(2022 年 3 月 14 日)	11,475,824,498	11,509,810,363	8,442	8,467
第 198 計算期間末日	(2022 年 4 月 12 日)	12,489,781,424	12,523,557,111	9,245	9,270
第 199 計算期間末日	(2022 年 5 月 12 日)	11,719,603,983	11,753,223,731	8,715	8,740
第 200 計算期間末日	(2022 年 6 月 13 日)	11,982,424,914	12,015,953,589	8,934	8,959
第 201 計算期間末日	(2022 年 7 月 12 日)	11,695,554,597	11,729,011,121	8,739	8,764
第 202 計算期間末日	(2022 年 8 月 12 日)	12,146,589,162	12,180,018,382	9,084	9,109
第 203 計算期間末日	(2022 年 9 月 12 日)	12,421,801,784	12,455,097,794	9,327	9,352
第 204 計算期間末日	(2022 年 10 月 12 日)	11,266,830,032	11,300,000,200	8,492	8,517
第 205 計算期間末日	(2022 年 11 月 14 日)	11,779,803,432	11,812,881,925	8,903	8,928
第 206 計算期間末日	(2022 年 12 月 12 日)	11,686,799,666	11,719,801,601	8,853	8,878
第 207 計算期間末日	(2023 年 1 月 12 日)	11,369,643,788	11,402,578,709	8,630	8,655
第 208 計算期間末日	(2023 年 2 月 13 日)	11,458,170,587	11,490,972,143	8,733	8,758
第 209 計算期間末日	(2023 年 3 月 13 日)	11,092,771,833	11,125,478,705	8,479	8,504
第 210 計算期間末日	(2023 年 4 月 12 日)	11,344,848,566	11,377,484,533	8,690	8,715
第 211 計算期間末日	(2023 年 5 月 12 日)	11,406,209,261	11,438,764,040	8,759	8,784
第 212 計算期間末日	(2023 年 6 月 12 日)	11,693,057,988	11,725,326,875	9,059	9,084
第 213 計算期間末日	(2023 年 7 月 12 日)	11,797,019,722	11,828,992,709	9,224	9,249
第 214 計算期間末日	(2023 年 8 月 14 日)	12,183,817,200	12,215,561,159	9,595	9,620
第 215 計算期間末日	(2023 年 9 月 12 日)	12,127,936,185	12,159,506,866	9,604	9,629
第 216 計算期間末日	(2023 年 10 月 12 日)	11,924,501,580	11,956,000,396	9,464	9,489
第 217 計算期間末日	(2023 年 11 月 13 日)	12,039,110,155	12,070,503,042	9,587	9,612
第 218 計算期間末日	(2023 年 12 月 12 日)	12,178,581,403	12,209,704,796	9,782	9,807
	2022 年 12 月末日	11,211,643,767	—	8,502	—
	2023 年 1 月末日	11,414,625,136	—	8,689	—
	2 月末日	11,595,478,206	—	8,854	—
	3 月末日	11,179,855,910	—	8,561	—
	4 月末日	11,403,362,711	—	8,749	—
	5 月末日	11,579,387,531	—	8,937	—
	6 月末日	12,163,798,512	—	9,482	—
	7 月末日	12,126,936,744	—	9,515	—
	8 月末日	12,265,487,957	—	9,686	—
	9 月末日	11,915,290,763	—	9,457	—
	10 月末日	11,513,723,788	—	9,163	—
	11 月末日	12,153,200,690	—	9,705	—
	12 月末日	12,350,339,798	—	9,971	—

②【分配の推移】

	1 万口当たりの分配金
第 99 計算期間	10 円
第 100 計算期間	10 円
第 101 計算期間	10 円
第 102 計算期間	10 円
第 103 計算期間	10 円
第 104 計算期間	10 円
第 105 計算期間	10 円
第 106 計算期間	10 円
第 107 計算期間	10 円
第 108 計算期間	10 円
第 109 計算期間	10 円
第 110 計算期間	10 円
第 111 計算期間	10 円
第 112 計算期間	20 円
第 113 計算期間	20 円
第 114 計算期間	20 円
第 115 計算期間	20 円
第 116 計算期間	20 円
第 117 計算期間	20 円
第 118 計算期間	20 円
第 119 計算期間	20 円
第 120 計算期間	20 円
第 121 計算期間	20 円
第 122 計算期間	20 円
第 123 計算期間	25 円
第 124 計算期間	25 円
第 125 計算期間	25 円
第 126 計算期間	25 円
第 127 計算期間	25 円
第 128 計算期間	25 円
第 129 計算期間	25 円
第 130 計算期間	25 円
第 131 計算期間	25 円
第 132 計算期間	25 円
第 133 計算期間	25 円
第 134 計算期間	25 円
第 135 計算期間	25 円
第 136 計算期間	25 円
第 137 計算期間	25 円

第 138 計算期間	25 円
第 139 計算期間	25 円
第 140 計算期間	25 円
第 141 計算期間	25 円
第 142 計算期間	25 円
第 143 計算期間	25 円
第 144 計算期間	25 円
第 145 計算期間	25 円
第 146 計算期間	25 円
第 147 計算期間	25 円
第 148 計算期間	25 円
第 149 計算期間	25 円
第 150 計算期間	25 円
第 151 計算期間	25 円
第 152 計算期間	25 円
第 153 計算期間	25 円
第 154 計算期間	25 円
第 155 計算期間	25 円
第 156 計算期間	25 円
第 157 計算期間	25 円
第 158 計算期間	25 円
第 159 計算期間	25 円
第 160 計算期間	25 円
第 161 計算期間	25 円
第 162 計算期間	25 円
第 163 計算期間	25 円
第 164 計算期間	25 円
第 165 計算期間	25 円
第 166 計算期間	25 円
第 167 計算期間	25 円
第 168 計算期間	25 円
第 169 計算期間	25 円
第 170 計算期間	25 円
第 171 計算期間	25 円
第 172 計算期間	25 円
第 173 計算期間	25 円
第 174 計算期間	25 円
第 175 計算期間	25 円
第 176 計算期間	25 円
第 177 計算期間	25 円
第 178 計算期間	25 円

第 179 計算期間	25 円
第 180 計算期間	25 円
第 181 計算期間	25 円
第 182 計算期間	25 円
第 183 計算期間	25 円
第 184 計算期間	25 円
第 185 計算期間	25 円
第 186 計算期間	25 円
第 187 計算期間	25 円
第 188 計算期間	25 円
第 189 計算期間	25 円
第 190 計算期間	25 円
第 191 計算期間	25 円
第 192 計算期間	25 円
第 193 計算期間	25 円
第 194 計算期間	25 円
第 195 計算期間	25 円
第 196 計算期間	25 円
第 197 計算期間	25 円
第 198 計算期間	25 円
第 199 計算期間	25 円
第 200 計算期間	25 円
第 201 計算期間	25 円
第 202 計算期間	25 円
第 203 計算期間	25 円
第 204 計算期間	25 円
第 205 計算期間	25 円
第 206 計算期間	25 円
第 207 計算期間	25 円
第 208 計算期間	25 円
第 209 計算期間	25 円
第 210 計算期間	25 円
第 211 計算期間	25 円
第 212 計算期間	25 円
第 213 計算期間	25 円
第 214 計算期間	25 円
第 215 計算期間	25 円
第 216 計算期間	25 円
第 217 計算期間	25 円
第 218 計算期間	25 円

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第 99 計算期間	2.75
第 100 計算期間	△0.30
第 101 計算期間	2.23
第 102 計算期間	0.10
第 103 計算期間	3.87
第 104 計算期間	1.63
第 105 計算期間	△0.09
第 106 計算期間	△0.64
第 107 計算期間	5.94
第 108 計算期間	△3.90
第 109 計算期間	12.19
第 110 計算期間	1.74
第 111 計算期間	0.32
第 112 計算期間	3.00
第 113 計算期間	△0.70
第 114 計算期間	2.17
第 115 計算期間	△0.52
第 116 計算期間	0.78
第 117 計算期間	△1.30
第 118 計算期間	2.02
第 119 計算期間	△8.02
第 120 計算期間	3.33
第 121 計算期間	2.12
第 122 計算期間	△3.28
第 123 計算期間	△4.19
第 124 計算期間	△8.00
第 125 計算期間	10.34
第 126 計算期間	△3.46
第 127 計算期間	1.63
第 128 計算期間	△1.67
第 129 計算期間	△0.13
第 130 計算期間	1.21
第 131 計算期間	△0.51
第 132 計算期間	△0.53
第 133 計算期間	0.82
第 134 計算期間	10.35
第 135 計算期間	0.96
第 136 計算期間	△0.09

第 137 計算期間	0.48
第 138 計算期間	△2.40
第 139 計算期間	4.25
第 140 計算期間	△1.50
第 141 計算期間	1.78
第 142 計算期間	△2.31
第 143 計算期間	2.52
第 144 計算期間	3.20
第 145 計算期間	0.88
第 146 計算期間	0.89
第 147 計算期間	△0.56
第 148 計算期間	△6.41
第 149 計算期間	△0.15
第 150 計算期間	△0.25
第 151 計算期間	2.58
第 152 計算期間	1.52
第 153 計算期間	1.82
第 154 計算期間	△1.75
第 155 計算期間	0.91
第 156 計算期間	△2.75
第 157 計算期間	3.16
第 158 計算期間	△2.33
第 159 計算期間	△4.57
第 160 計算期間	5.98
第 161 計算期間	1.59
第 162 計算期間	2.84
第 163 計算期間	△2.52
第 164 計算期間	△0.10
第 165 計算期間	1.72
第 166 計算期間	△5.38
第 167 計算期間	5.63
第 168 計算期間	△0.30
第 169 計算期間	2.70
第 170 計算期間	0.31
第 171 計算期間	3.41
第 172 計算期間	0.32
第 173 計算期間	△18.70
第 174 計算期間	△2.97
第 175 計算期間	△1.43
第 176 計算期間	5.00
第 177 計算期間	1.15

第 178 計算期間	4.07
第 179 計算期間	△1.27
第 180 計算期間	1.16
第 181 計算期間	3.41
第 182 計算期間	1.85
第 183 計算期間	1.66
第 184 計算期間	3.68
第 185 計算期間	3.54
第 186 計算期間	3.15
第 187 計算期間	1.88
第 188 計算期間	4.56
第 189 計算期間	△0.12
第 190 計算期間	1.01
第 191 計算期間	△0.17
第 192 計算期間	0.47
第 193 計算期間	4.23
第 194 計算期間	△1.25
第 195 計算期間	2.52
第 196 計算期間	△3.13
第 197 計算期間	△2.82
第 198 計算期間	9.80
第 199 計算期間	△5.46
第 200 計算期間	2.79
第 201 計算期間	△1.90
第 202 計算期間	4.23
第 203 計算期間	2.95
第 204 計算期間	△8.68
第 205 計算期間	5.13
第 206 計算期間	△0.28
第 207 計算期間	△2.23
第 208 計算期間	1.48
第 209 計算期間	△2.62
第 210 計算期間	2.78
第 211 計算期間	1.08
第 212 計算期間	3.71
第 213 計算期間	2.09
第 214 計算期間	4.29
第 215 計算期間	0.35
第 216 計算期間	△1.19
第 217 計算期間	1.56
第 218 計算期間	2.29

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額）を控除した額を当該基準価額（分配額の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第99計算期間	59,674,193	1,705,474,285	36,332,628,494
第100計算期間	48,919,207	604,937,647	35,776,610,054
第101計算期間	44,294,690	798,513,195	35,022,391,549
第102計算期間	104,364,962	827,585,423	34,299,171,088
第103計算期間	40,210,277	406,901,527	33,932,479,838
第104計算期間	70,425,271	807,413,384	33,195,491,725
第105計算期間	62,086,736	668,999,232	32,588,579,229
第106計算期間	74,256,020	618,514,203	32,044,321,046
第107計算期間	89,130,633	702,999,961	31,430,451,718
第108計算期間	79,508,370	675,940,516	30,834,019,572
第109計算期間	76,169,313	950,191,081	29,959,997,804
第110計算期間	133,597,295	1,306,523,055	28,787,072,044
第111計算期間	86,744,167	732,469,305	28,141,346,906
第112計算期間	124,712,393	676,044,128	27,590,015,171
第113計算期間	101,843,120	594,787,451	27,097,070,840
第114計算期間	59,497,058	683,122,668	26,473,445,230
第115計算期間	56,449,096	398,693,217	26,131,201,109
第116計算期間	68,690,531	564,222,680	25,635,668,960
第117計算期間	59,388,170	468,511,846	25,226,545,284
第118計算期間	45,371,992	380,824,679	24,891,092,597
第119計算期間	50,076,900	377,083,458	24,564,086,039
第120計算期間	30,607,538	191,003,750	24,403,689,827
第121計算期間	45,708,788	339,973,591	24,109,425,024
第122計算期間	34,920,995	335,653,055	23,808,692,964
第123計算期間	36,908,356	308,393,896	23,537,207,424
第124計算期間	47,008,740	165,954,942	23,418,261,222
第125計算期間	36,569,413	168,649,520	23,286,181,115
第126計算期間	30,580,779	176,101,625	23,140,660,269
第127計算期間	30,103,224	167,590,458	23,003,173,035
第128計算期間	31,437,530	211,898,296	22,822,712,269
第129計算期間	30,100,096	150,905,490	22,701,906,875
第130計算期間	29,225,697	178,320,957	22,552,811,615
第131計算期間	27,902,768	106,286,717	22,474,427,666
第132計算期間	30,019,249	117,066,650	22,387,380,265
第133計算期間	49,342,988	160,742,446	22,275,980,807
第134計算期間	30,305,695	261,703,786	22,044,582,716

第 135 計算期間	32,668,337	632,850,960	21,444,400,093
第 136 計算期間	27,331,826	318,998,971	21,152,732,948
第 137 計算期間	25,259,907	305,989,907	20,872,002,948
第 138 計算期間	35,691,346	179,733,485	20,727,960,809
第 139 計算期間	24,029,834	181,233,042	20,570,757,601
第 140 計算期間	24,664,608	264,583,405	20,330,838,804
第 141 計算期間	24,312,536	221,254,388	20,133,896,952
第 142 計算期間	28,193,817	214,263,668	19,947,827,101
第 143 計算期間	24,123,374	339,940,692	19,632,009,783
第 144 計算期間	33,259,991	271,368,640	19,393,901,134
第 145 計算期間	34,939,392	388,961,896	19,039,878,630
第 146 計算期間	24,496,928	220,429,432	18,843,946,126
第 147 計算期間	34,264,286	163,344,017	18,714,866,395
第 148 計算期間	37,850,954	191,668,124	18,561,049,225
第 149 計算期間	26,768,736	65,169,419	18,522,648,542
第 150 計算期間	21,821,671	93,670,041	18,450,800,172
第 151 計算期間	22,189,416	79,492,937	18,393,496,651
第 152 計算期間	20,079,155	121,803,535	18,291,772,271
第 153 計算期間	22,098,912	210,408,370	18,103,462,813
第 154 計算期間	24,089,406	131,894,777	17,995,657,442
第 155 計算期間	53,682,796	134,429,144	17,914,911,094
第 156 計算期間	47,307,561	166,567,557	17,795,651,098
第 157 計算期間	20,848,280	102,994,322	17,713,505,056
第 158 計算期間	32,494,342	159,295,717	17,586,703,681
第 159 計算期間	23,561,916	115,067,601	17,495,197,996
第 160 計算期間	28,144,700	97,987,735	17,425,354,961
第 161 計算期間	20,383,685	147,668,030	17,298,070,616
第 162 計算期間	33,998,320	213,410,092	17,118,658,844
第 163 計算期間	29,492,861	105,238,613	17,042,913,092
第 164 計算期間	32,122,970	63,782,590	17,011,253,472
第 165 計算期間	23,120,261	90,596,478	16,943,777,255
第 166 計算期間	19,934,513	93,390,455	16,870,321,313
第 167 計算期間	29,172,143	102,653,447	16,796,840,009
第 168 計算期間	28,603,436	129,267,211	16,696,176,234
第 169 計算期間	21,212,847	226,403,663	16,490,985,418
第 170 計算期間	22,419,698	161,454,735	16,351,950,381
第 171 計算期間	26,430,009	258,672,759	16,119,707,631
第 172 計算期間	27,145,354	257,262,121	15,889,590,864
第 173 計算期間	36,478,237	174,817,145	15,751,251,956
第 174 計算期間	39,013,281	132,731,054	15,657,534,183
第 175 計算期間	27,139,232	76,351,301	15,608,322,114

第 176 計算期間	35,219,845	69,184,542	15,574,357,417
第 177 計算期間	33,350,043	74,996,179	15,532,711,281
第 178 計算期間	25,123,940	84,793,636	15,473,041,585
第 179 計算期間	27,115,912	120,908,524	15,379,248,973
第 180 計算期間	26,761,918	25,837,084	15,380,173,807
第 181 計算期間	26,970,380	89,375,565	15,317,768,622
第 182 計算期間	20,693,689	216,750,848	15,121,711,463
第 183 計算期間	23,296,485	127,861,549	15,017,146,399
第 184 計算期間	26,019,004	254,387,791	14,788,777,612
第 185 計算期間	39,370,396	159,774,921	14,668,373,087
第 186 計算期間	18,294,958	165,161,616	14,521,506,429
第 187 計算期間	21,667,866	130,301,956	14,412,872,339
第 188 計算期間	28,560,438	91,577,943	14,349,854,834
第 189 計算期間	19,454,521	68,923,531	14,300,385,824
第 190 計算期間	17,505,320	110,033,559	14,207,857,585
第 191 計算期間	19,557,307	116,859,776	14,110,555,116
第 192 計算期間	17,825,599	82,906,300	14,045,474,415
第 193 計算期間	18,204,564	147,304,720	13,916,374,259
第 194 計算期間	21,168,635	93,919,215	13,843,623,679
第 195 計算期間	21,555,351	141,975,609	13,723,203,421
第 196 計算期間	25,391,128	81,089,679	13,667,504,870
第 197 計算期間	20,184,134	93,342,840	13,594,346,164
第 198 計算期間	17,872,039	101,943,181	13,510,275,022
第 199 計算期間	18,823,300	81,199,013	13,447,899,309
第 200 計算期間	24,514,830	60,943,801	13,411,470,338
第 201 計算期間	21,049,445	49,910,041	13,382,609,742
第 202 計算期間	22,000,341	32,921,998	13,371,688,085
第 203 計算期間	16,893,663	70,177,566	13,318,404,182
第 204 計算期間	16,990,993	67,327,652	13,268,067,523
第 205 計算期間	21,184,531	57,854,804	13,231,397,250
第 206 計算期間	16,512,456	47,135,371	13,200,774,335
第 207 計算期間	27,091,117	53,896,827	13,173,968,625
第 208 計算期間	20,643,281	73,989,198	13,120,622,708
第 209 計算期間	17,345,408	55,219,250	13,082,748,866
第 210 計算期間	22,442,093	50,803,776	13,054,387,183
第 211 計算期間	16,234,521	48,709,807	13,021,911,897
第 212 計算期間	15,271,316	129,628,374	12,907,554,839
第 213 計算期間	21,456,503	139,816,417	12,789,194,925
第 214 計算期間	20,814,841	112,426,065	12,697,583,701
第 215 計算期間	15,992,822	85,303,988	12,628,272,535
第 216 計算期間	18,790,312	47,536,227	12,599,526,620

第 217 計算期間	17,480,511	59,852,078	12,557,155,053
第 218 計算期間	16,999,669	124,797,499	12,449,357,223

(参考)

グローバル株式インカム マザーファンド

投資状況

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
株式	アメリカ	23,362,742,984	65.24
	イギリス	4,063,645,457	11.35
	日本	2,515,347,780	7.02
	フランス	1,953,956,712	5.46
	スイス	1,038,003,401	2.90
	オランダ	566,771,500	1.58
	ノルウェー	467,987,915	1.31
	カナダ	421,171,373	1.18
	香港	390,949,638	1.09
	小計	34,780,576,760	97.13
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,028,007,748	2.87
純資産総額		35,808,584,508	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	37,637	52,308.60	1,968,739,114	53,225.96	2,003,265,547	5.59
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	11,275	128,293.11	1,446,504,901	159,191.41	1,794,883,151	5.01
アメリカ	株式	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	素材	86,841	10,761.06	934,501,265	11,608.78	1,008,118,542	2.82
イギリス	株式	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	保険	2,155,687	426.22	918,812,382	454.04	978,787,182	2.73
アメリカ	株式	TARGET CORP	生活必需品流通・小売り	47,994	18,940.33	909,022,531	20,216.44	970,268,215	2.71
アメリカ	株式	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	保険	20,369	42,823.82	872,278,590	47,382.56	965,135,495	2.70

アメリカ	株式	SEMPRA	公益事業	89,837	10,369.71	931,584,194	10,590.44	951,413,906	2.66
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	43,004	20,782.05	893,711,378	21,948.19	943,860,070	2.64
アメリカ	株式	BEST BUY CO INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	78,092	10,660.14	832,471,900	11,127.98	869,006,355	2.43
アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・ 半導体製 造装置	101,855	5,965.12	607,578,290	7,146.81	727,938,709	2.03
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	50,293	14,283.55	718,362,815	14,138.88	711,087,174	1.99
アメリカ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・ 半導体製 造装置	20,966	29,278.04	613,843,484	32,772.65	687,111,550	1.92
アメリカ	株式	T-MOBILE US INC	電気通信 サービス	30,298	22,281.71	675,091,313	22,543.87	683,034,431	1.91
アメリカ	株式	COMCAST CORP-CLASS A	メディ ア・娯楽	108,121	5,919.78	640,053,097	6,257.53	676,571,439	1.89
アメリカ	株式	BUNGE GLOBAL SA	食品・飲 料・タバ コ	46,852	14,781.43	692,540,016	14,412.76	675,266,847	1.89
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	食品・飲 料・タバ コ	65,836	10,110.31	665,622,377	10,248.63	674,729,186	1.88
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲 料・タバ コ	50,252	12,930.06	649,761,641	13,343.36	670,530,848	1.87
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	95,287	6,322.66	602,467,949	7,017.74	668,700,192	1.87
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	127,350	5,080.71	647,029,172	4,954.12	630,907,424	1.76
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	107,900	5,808.70	626,759,177	5,767.00	622,259,300	1.74
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・ グループ	銀行業	506,100	1,252.99	634,140,644	1,211.50	613,140,150	1.71
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	27,408	22,210.73	608,751,725	22,207.74	608,669,776	1.70
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	717,225	841.86	603,805,189	840.52	602,844,367	1.68
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	24,895	22,194.70	552,537,093	24,153.64	601,305,092	1.68
アメリカ	株式	AMERIPRISE FINANCIAL INC	金融サー ビス	11,078	49,728.87	550,896,434	54,058.50	598,860,113	1.67
アメリカ	株式	BLACKROCK INC	金融サー ビス	5,086	105,389.61	536,011,598	115,507.77	587,472,520	1.64
アメリカ	株式	MASCO CORP	資本財	60,576	9,009.36	545,751,134	9,526.72	577,090,657	1.61
オランダ	株式	KONINKLIJKE PHILIPS NV	ヘルスケ ア機器・ サービス	170,596	2,891.86	493,341,239	3,322.30	566,771,500	1.58
アメリカ	株式	STARBUCKS CORP	消費者サ ービス	41,247	13,760.49	567,579,222	13,605.75	561,196,449	1.57
フランス	株式	MICHELIN (CGDE)	自動車・ 自動車部 品	107,142	4,967.45	532,223,026	5,084.40	544,753,128	1.52

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	輸送用機器	1.21
		情報・通信業	1.16
		卸売業	1.74
		銀行業	1.71
		その他金融業	1.20
	外国	エネルギー	4.56
		素材	6.69
		資本財	4.37
		商業・専門サービス	2.54
		運輸	1.38
		自動車・自動車部品	1.52
		耐久消費財・アパレル	1.09
		消費者サービス	1.57
		メディア・娯楽	1.89
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.43
		生活必需品流通・小売り	2.71
		食品・飲料・タバコ	7.79
		ヘルスケア機器・サービス	1.58
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.15
		銀行	4.72
		金融サービス	3.31
		保険	8.16
		ソフトウェア・サービス	6.75
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.96
		電気通信サービス	1.91
		公益事業	4.07
		半導体・半導体製造装置	8.96
		小計	97.13
合計			97.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

投資状況

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	82,965,198,277	72.79
	日本	8,039,014,200	7.05
	オーストラリア	7,286,579,707	6.39
	イギリス	3,938,691,129	3.46
	フランス	2,111,095,967	1.85
	カナダ	1,902,716,870	1.67
	香港	1,746,571,478	1.53
	ベルギー	1,676,433,972	1.47
	シンガポール	1,257,138,530	1.10
	スペイン	964,744,107	0.85
	ガーナジー	877,380,077	0.77
	小計	112,765,564,314	98.94
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	1,210,658,075	1.06
純資産総額		113,976,222,389	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	454,547	16,998.32	7,726,537,861	19,173.99	8,715,483,133	7.65
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	61,177	113,715.03	6,956,744,947	115,462.38	7,063,642,309	6.20
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	502,372	12,441.32	6,250,174,629	12,929.22	6,495,279,516	5.70
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	111,253	38,834.47	4,320,451,546	43,655.27	4,856,780,198	4.26
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	212,491	19,120.10	4,062,849,658	19,305.89	4,102,329,912	3.60
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	193,285	19,510.79	3,771,143,697	20,463.23	3,955,235,874	3.47
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	162,531	19,983.55	3,247,947,609	22,999.15	3,738,075,304	3.28
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	438,648	7,638.96	3,350,816,193	8,308.40	3,644,463,657	3.20
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	1,436,718	2,249.00	3,231,190,276	2,443.85	3,511,133,916	3.08
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	129,584	24,926.62	3,230,091,450	26,890.96	3,484,639,197	3.06
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	758,030	4,327.23	3,280,172,659	4,564.08	3,459,716,688	3.04
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	594,962	4,975.39	2,960,171,793	5,148.42	3,063,119,615	2.69

アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	84,405	32,069.18	2,706,799,248	35,847.53	3,025,710,981	2.65
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	219,197	9,282.77	2,034,756,103	10,013.19	2,194,862,962	1.93
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	119,976	18,052.74	2,165,896,017	18,281.88	2,193,387,675	1.92
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	107,145	18,103.18	1,939,665,350	19,165.48	2,053,486,201	1.80
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	652,300	2,937.80	1,916,331,858	3,091.89	2,016,842,456	1.77
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	99,443	18,030.84	1,793,041,607	19,366.88	1,925,901,294	1.69
イギリス	投資証券	SEGRE PLC	1,108,139	1,502.89	1,665,417,936	1,621.06	1,796,360,870	1.58
香港	投資証券	LINK REIT	2,194,523	687.88	1,509,579,453	795.87	1,746,571,478	1.53
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	190,102	8,352.36	1,587,801,995	9,001.95	1,711,288,718	1.50
アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	211,693	7,613.31	1,611,686,199	8,081.47	1,710,791,348	1.50
アメリカ	投資証券	KILROY REALTY CORP	282,356	5,614.74	1,585,356,113	5,805.10	1,639,105,352	1.44
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	569,245	2,551.52	1,452,440,970	2,789.79	1,588,077,481	1.39
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	24,404	59,000	1,439,836,000	61,000	1,488,644,000	1.31
アメリカ	投資証券	AMERCOLD REALTY TRUST INC	340,234	4,025.13	1,369,487,918	4,337.16	1,475,649,772	1.29
イギリス	投資証券	UNITE GROUP PLC/THE	659,282	1,769.76	1,166,771,308	1,904.36	1,255,515,016	1.10
オーストラリア	投資証券	STOCKLAND	2,808,318	406.17	1,140,678,674	437.19	1,227,794,945	1.08
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	17,379	67,800	1,178,296,200	69,200	1,202,626,800	1.06
オーストラリア	投資証券	REGION RE LTD	5,404,818	214.23	1,157,914,156	220.05	1,189,350,739	1.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.94
合計	98.94

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	ハンガリー	3,957,904,969	7.50
	サウジアラビア	2,227,949,927	4.22
	ドミニカ共和国	2,187,252,215	4.14

トルコ	1,872,115,857	3.55
ルーマニア	1,849,117,543	3.50
コロンビア	1,846,979,506	3.50
オマーン	1,593,484,269	3.02
アラブ首長国連邦	1,583,881,062	3.00
南アフリカ	1,576,556,876	2.99
ペルー	1,371,124,415	2.60
グアテマラ	1,340,896,660	2.54
ヨルダン	1,289,823,038	2.44
エジプト	1,237,428,726	2.34
アンゴラ共和国	1,188,036,240	2.25
チリ	1,138,480,473	2.16
メキシコ	1,048,248,344	1.99
ブルガリア	1,019,646,146	1.93
コスタリカ	808,461,676	1.53
バミューダ	728,821,708	1.38
ブラジル	725,072,370	1.37
ガボン共和国	707,036,493	1.34
カタール	700,030,664	1.33
ナイジェリア	640,866,417	1.21
パナマ	593,173,555	1.12
北マケドニア共和国	588,145,208	1.11
セネガル共和国	572,911,911	1.09
モンゴル国	534,625,228	1.01
パラグアイ	526,831,911	1.00
アルゼンチン	473,851,108	0.90
ウズベキスタン	472,921,780	0.90
ウルグアイ	429,223,520	0.81
エクアドル	405,921,074	0.77
ポーランド	403,817,490	0.77
コートジボワール	403,486,388	0.76
インドネシア	389,963,258	0.74
セルビア	376,768,064	0.71
エルサルバドル	355,493,757	0.67
ガーナ	319,255,594	0.60
スリランカ	239,075,898	0.45
ウクライナ	231,134,576	0.44
パキスタン	228,983,975	0.43
ベネズエラ	154,883,324	0.29
アゼルバイジャン	136,303,010	0.26
ケニア	118,531,150	0.22

	エチオピア連邦	78,889,048	0.15
	モロッコ	48,358,187	0.09
	小計	40,721,764,608	77.15
特殊債券	サウジアラビア	1,003,521,628	1.90
	カタール	462,596,495	0.88
	チリ	286,395,814	0.54
	ブルガリア	263,847,787	0.50
	ハンガリー	259,874,698	0.49
	南アフリカ	200,496,108	0.38
	パナマ	148,683,314	0.28
	ポーランド	95,262,224	0.18
	イギリス	13,500,429	0.03
	小計	2,734,178,497	5.18
社債券	メキシコ	1,093,497,679	2.07
	イスラエル	663,815,989	1.26
	コロンビア	589,190,138	1.12
	ケイマン諸島	492,568,279	0.93
	チリ	368,174,818	0.70
	インドネシア	306,312,098	0.58
	モロッコ	274,338,244	0.52
	ベネズエラ	246,656,553	0.47
	アラブ首長国連邦	227,485,067	0.43
	カザフスタン	200,781,406	0.38
	アメリカ	36,088,618	0.07
	バミューダ	24,850,942	0.05
	小計	4,523,759,831	8.57
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	4,801,454,258	9.10
純資産総額		52,781,157,194	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2023年12月29日現在

(単位：円)

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率 (%)
債券先物取引	売建	ドイツ	1,896,193,292	△3.59

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2023年12月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
サウジアラビア	国債証券	5 SAUDI INTERNATI 530118	8,662,000	12,398.09	1,073,922,930	13,401.19	1,160,811,117	5.000000	2053/1/18	2.20
ハンガリー	国債証券	6.75 HUNGARY 520925	5,225,000	14,520.47	758,694,570	15,925.60	832,113,043	6.750000	2052/9/25	1.58
コロンビア	国債証券	3.25 COLOMBIA 320422	7,026,000	10,656.35	748,715,549	11,305.70	794,338,842	3.250000	2032/4/22	1.50
ハンガリー	国債証券	2.125 HUNGARY 310922	6,725,000	10,446.69	702,539,980	11,475.25	771,710,734	2.125000	2031/9/22	1.46
ハンガリー	国債証券	6.25 HUNGARY 320922	5,030,000	14,309.22	719,754,204	15,193.09	764,212,884	6.250000	2032/9/22	1.45
ブラジル	国債証券	4.75 BRAZIL 500114	6,604,000	10,303.82	680,464,814	10,979.29	725,072,370	4.750000	2050/1/14	1.37
ルーマニア	国債証券	7.625 ROMANIA 530117	4,480,000	15,605.59	699,130,764	15,982.46	716,014,572	7.625000	2053/1/17	1.36
カタール	国債証券	4.4 QATAR 500416	5,344,000	10,944.52	584,875,377	13,099.37	700,030,664	4.400000	2050/4/16	1.33
ヨルダン	国債証券	7.5 JORDAN 290113	4,657,000	14,288.69	665,424,489	14,404.18	670,802,843	7.500000	2029/1/13	1.27
イスラエル	社債券	4.25 ISRAEL ELEC 280814	4,999,000	13,219.97	660,866,515	13,278.97	663,815,989	4.250000	2028/8/14	1.26
ペルー	国債証券	2.783 PERU 310123	5,186,000	11,961.94	620,346,322	12,379.04	641,977,322	2.783000	2031/1/23	1.22
ブルガリア	国債証券	4.5 BULGARIA 330127	3,865,000	15,516.62	599,717,621	16,546.41	639,518,776	4.500000	2033/1/27	1.21
オマーン	国債証券	4.75 OMAN 260615	4,537,000	13,849.75	628,363,439	14,023.65	636,253,181	4.750000	2026/6/15	1.21
ハンガリー	国債証券	5.5 HUNGARY 340616	4,265,000	13,352.20	569,471,611	14,490.85	618,035,017	5.500000	2034/6/16	1.17
オマーン	国債証券	6.75 OMAN GOV INT 480117	4,145,000	12,864.99	533,253,853	14,882.43	616,876,916	6.750000	2048/1/17	1.17
ドミニカ共和国	国債証券	4.875 DOMINICAN 320923	4,665,000	12,114.93	565,161,609	12,968.87	604,998,014	4.875000	2032/9/23	1.15
チリ	国債証券	3.1 CHILE 410507	5,347,000	10,414.76	556,877,405	10,820.27	578,559,941	3.100000	2041/5/7	1.10
アンゴラ共和国	国債証券	8 ANGOLA REP 291126	4,432,000	12,213.32	541,294,416	12,642.55	560,318,081	8.000000	2029/11/26	1.06
アラブ首長国連邦	国債証券	3.9 DUBAI GOVT IN 500909	5,084,000	10,421.98	529,853,484	10,746.28	546,341,328	3.900000	2050/9/9	1.04
アラブ首長国連邦	国債証券	3.875 ABU DHABI G 500416	4,108,000	10,796.80	443,532,904	11,928.64	490,028,552	3.875000	2050/4/16	0.93
トルコ	国債証券	9.375 TURKEY 290314	3,045,000	14,771.38	449,788,574	15,732.77	479,063,042	9.375000	2029/3/14	0.91
南アフリカ	国債証券	5.875 SOUTH AFRIC 300622	3,450,000	13,190.27	455,064,490	13,809.93	476,442,598	5.875000	2030/6/22	0.90
アルゼンチン	国債証券	FRN ARGENTINA 350709	9,601,298	4,308.42	413,664,699	4,935.28	473,851,108	3.625000	2035/7/9	0.90
サウジアラビア	特殊債券	3.5 SAUDI ARABIAN 290416	3,520,000	13,039.85	459,002,727	13,445.62	473,286,029	3.500000	2029/4/16	0.90
サウジアラビア	国債証券	3.75 SAUDI INTERN 550121	4,359,000	10,011.51	436,402,046	10,826.94	471,946,646	3.750000	2055/1/21	0.89
カタール	特殊債券	3.3 QATAR PETROLE 510712	4,453,000	9,880.87	439,995,451	10,388.42	462,596,495	3.300000	2051/7/12	0.88
南アフリカ	国債証券	7.3 SOUTH AFRICA 520420	3,330,000	12,156.99	404,827,880	13,482.75	448,975,806	7.300000	2052/4/20	0.85
ドミニカ共和国	国債証券	5.5 DOMINICAN 290222	3,220,000	13,453.05	433,188,441	13,913.91	448,028,173	5.500000	2029/2/22	0.85
ルーマニア	国債証券	6 ROMANIA 340525	3,074,000	13,876.64	426,568,135	14,345.06	440,967,424	6.000000	2034/5/25	0.84
コスタリカ	国債証券	6.55 COSTA RICA	2,905,000	14,205.69	412,675,375	14,759.18	428,754,305	6.550000	2034/4/3	0.81

カ		340403								
---	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	77.15
特殊債券	5.18
社債券	8.57
合計	90.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2023年12月29日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額 (円)	評価金額	評価金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU SCTZ 2403	売建	2	ユーロ	212,228.3	33,345,310	213,220	33,501,126	△0.06
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 2403	売建	65	ユーロ	7,654,994.75	1,202,752,775	7,777,900	1,222,063,648	△2.32
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 2403	売建	18	ユーロ	2,413,894.7	379,271,135	2,489,580	391,162,809	△0.74
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 2403	売建	11	ユーロ	1,459,030.65	229,242,896	1,587,740	249,465,709	△0.47

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

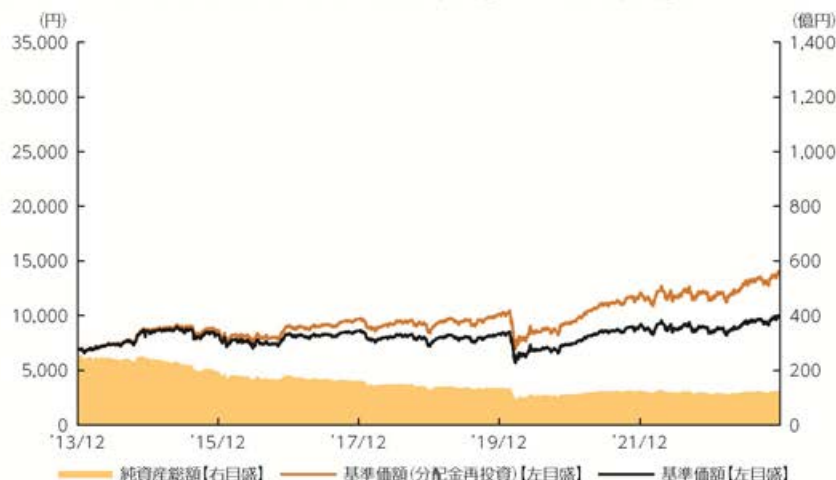
《参考情報》



運用実績

2023年12月29日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2013年12月30日～2023年12月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	9,971円
純資産総額	123.5億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2023年12月	25円
2023年11月	25円
2023年10月	25円
2023年9月	25円
2023年8月	25円
2023年7月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	8,260円

•分配金は1万円当たり、税引前

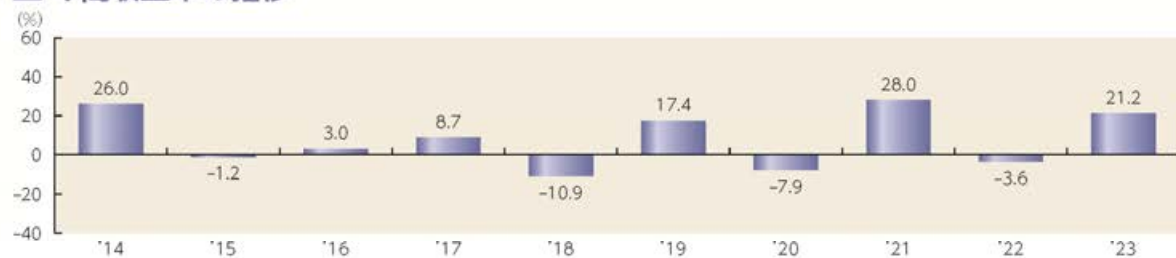
■ 主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種/種別	比率
国内株式	2.3%	1 アメリカドル	77.5%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	1.8%
国内リート	2.3%	2 円	7.8%	BROADCOM INC	株式	半導体・半導体製造装置	1.6%
外国株式	29.4%	3 イギリスポンド	4.9%	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	株式	素材	0.9%
外国債券	29.2%	4 ユーロ	4.1%	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	株式	保険	0.9%
外国リート	30.3%	5 オーストラリアドル	2.1%	5 SAUDI INTERNATI 530118	債券	国債	0.7%
		6 カナダドル	1.0%	6.75 HUNGARY 520925	債券	国債	0.5%
		7 スイスフラン	0.9%	3.25 COLOMBIA 320422	債券	国債	0.5%
コールローン他		8 香港ドル	0.9%	PROLOGIS INC	リート	—	2.5%
(負債控除後)	6.5%	9 ルクセンブルグ	0.4%	EQUINIX INC	リート	—	2.0%
合計	100.0%	10 シンガポールドル	0.4%	WELLTOWER INC	リート	—	1.9%

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (売建)	-1.2%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みできません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.30%（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定

の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.25%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。

解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付

分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求を取消することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約） 手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（2005年10月14日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとします。（ただし、第1計算期間は2005年10月14日から2005年11月14日までとします。）

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2023 年 6 月 13 日から 2023 年 12 月 12 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の2023年6月13日から2023年12月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の2023年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の

意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2023年6月12日現在]	当期 [2023年12月12日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	279,323,741	303,726,131
親投資信託受益証券	11,402,794,736	11,874,282,599
未収入金	68,460,000	62,960,000
流動資産合計	11,750,578,477	12,240,968,730
資産合計	11,750,578,477	12,240,968,730
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	32,268,887	31,123,393
未払解約金	9,747,246	16,004,629
未払受託者報酬	862,513	848,914
未払委託者報酬	14,554,917	14,325,442
未払利息	684	69
その他未払費用	86,242	84,880
流動負債合計	57,520,489	62,387,327
負債合計	57,520,489	62,387,327
純資産の部		
元本等		
元本	12,907,554,839	12,449,357,223
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,214,496,851	△270,775,820
（分配準備積立金）	2,594,159,996	3,087,385,178
元本等合計	11,693,057,988	12,178,581,403
純資産合計	11,693,057,988	12,178,581,403
負債純資産合計	11,750,578,477	12,240,968,730

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2022年12月13日 至 2023年6月12日	当期 自 2023年6月13日 至 2023年12月12日
営業収益		
受取利息	1,316	2,017
有価証券売買等損益	547,911,491	1,205,007,863
営業収益合計	547,912,807	1,205,009,880
営業費用		
支払利息	47,510	64,783

受託者報酬	4,991,884	5,284,698
委託者報酬	84,237,976	89,179,254
その他費用	499,129	528,409
営業費用合計	89,776,499	95,057,144
営業利益又は営業損失(△)	458,136,308	1,109,952,736
経常利益又は経常損失(△)	458,136,308	1,109,952,736
当期純利益又は当期純損失(△)	458,136,308	1,109,952,736
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,245,035	7,548,935
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,513,974,669	△1,214,496,851
剰余金増加額又は欠損金減少額	54,344,923	36,795,814
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,344,923	36,795,814
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,855,396	6,175,861
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,855,396	6,175,861
分配金	195,902,982	189,302,723
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,214,496,851	△270,775,820

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [2023年6月12日現在]	当期 [2023年12月12日現在]
1. 期首元本額	13,200,774,335 円	12,907,554,839 円
期中追加設定元本額	119,027,736 円	111,534,658 円
期中一部解約元本額	412,247,232 円	569,732,274 円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,214,496,851 円	270,775,820 円
3. 受益権の総数	12,907,554,839 口	12,449,357,223 口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2022年12月13日 至 2023年6月12日	当期 自 2023年6月13日 至 2023年12月12日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の50以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2. 分配金の計算過程

第 207 期

2022 年 12 月 13 日

2023 年 1 月 12 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,552,930 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	353,038,118 円
分配準備積立金額	D	2,677,455,641 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,055,046,689 円
当ファンドの期末残存口数	F	13,173,968,625 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,319 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,934,921 円

第 208 期

2023 年 1 月 13 日

2023 年 2 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,261,997 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	355,794,182 円
分配準備積立金額	D	2,654,251,232 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,034,307,411 円
当ファンドの期末残存口数	F	13,120,622,708 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,312 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,801,556 円

第 209 期

2023 年 2 月 14 日

2023 年 3 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	19,933,417 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	358,276,650 円
分配準備積立金額	D	2,634,702,644 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,012,912,711 円
当ファンドの期末残存口数	F	13,082,748,866 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,302 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,706,872 円

第 210 期

2023 年 3 月 14 日

2023 年 4 月 12 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	45,415,541 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	362,040,627 円
分配準備積立金額	D	2,611,861,005 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,019,317,173 円
当ファンドの期末残存口数	F	13,054,387,183 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,312 円

2. 分配金の計算過程

第 213 期

2023 年 6 月 13 日

2023 年 7 月 12 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,720,098 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	365,276,582 円
分配準備積立金額	D	2,566,369,021 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,976,365,701 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,789,194,925 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,327 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,972,987 円

第 214 期

2023 年 7 月 13 日

2023 年 8 月 14 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,434,945 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	371,635,274 円
収益調整金額	C	366,852,671 円
分配準備積立金額	D	2,556,700,842 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,325,623,732 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,697,583,701 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,619 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,743,959 円

第 215 期

2023 年 8 月 15 日

2023 年 9 月 12 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,624,997 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	15,371,250 円
収益調整金額	C	368,544,346 円
分配準備積立金額	D	2,907,577,577 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,318,118,170 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,628,272,535 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,627 円
1 万円当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	31,570,681 円

第 216 期

2023 年 9 月 13 日

2023 年 10 月 12 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,865,102 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	372,079,986 円
分配準備積立金額	D	2,907,138,276 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,315,083,364 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,599,526,620 口
1 万円当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,631 円

1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	32,635,967 円

第 211 期

2023 年 4 月 13 日

2023 年 5 月 12 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	37,514,224 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	364,414,947 円
分配準備積立金額	D	2,614,956,387 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,016,885,558 円
当ファンドの期末残存口数	F	13,021,911,897 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,316 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	32,554,779 円

第 212 期

2023 年 5 月 13 日

2023 年 6 月 12 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,306,358 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	364,285,291 円
分配準備積立金額	D	2,594,122,525 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	2,990,714,174 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,907,554,839 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,317 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	32,268,887 円

1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	31,498,816 円

第 217 期

2023 年 10 月 13 日

2023 年 11 月 13 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	25,724,938 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	374,872,951 円
分配準備積立金額	D	2,897,822,368 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,298,420,257 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,557,155,053 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,626 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	31,392,887 円

第 218 期

2023 年 11 月 14 日

2023 年 12 月 12 日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,270,886 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	221,520,489 円
収益調整金額	C	375,566,288 円
分配準備積立金額	D	2,863,717,196 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	3,494,074,859 円
当ファンドの期末残存口数	F	12,449,357,223 口
1 万口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	2,806 円
1 万口当たり分配金額	H	25 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	31,123,393 円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2022 年 12 月 13 日 至 2023 年 6 月 12 日	当期 自 2023 年 6 月 13 日 至 2023 年 12 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果	同左

はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2023年6月12日現在]	当期 [2023年12月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2023年6月12日現在]	当期 [2023年12月12日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	430,453,037	286,789,625
合計	430,453,037	286,789,625

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [2023年6月12日現在]	当期 [2023年12月12日現在]
1口当たり純資産額	0.9059円	0.9782円
(1万口当たり純資産額)	(9,059円)	(9,782円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	816,045,108	3,909,100,880	
	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,236,211,916	3,956,125,373	
	グローバル株式インカム マザーファンド	848,064,719	4,009,056,346	
合計		2,900,321,743	11,874,282,599	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル株式インカム マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2023年12月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	159,754,437
コール・ローン	819,824,268
株式	33,762,516,406
未収配当金	62,765,666
流動資産合計	34,804,860,777
資産合計	34,804,860,777
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,690,000
未払利息	187
流動負債合計	2,690,187
負債合計	2,690,187
純資産の部	
元本等	
元本	7,362,014,795

剰余金

剰余金又は欠損金（△）	27,440,155,795
元本等合計	34,802,170,590
純資産合計	34,802,170,590
負債純資産合計	34,804,860,777

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2023年12月12日現在]
1. 期首	2023年6月13日
期首元本額	7,137,709,178円
期中追加設定元本額	1,008,470,902円
期中一部解約元本額	784,165,285円
元本の内訳※	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	848,064,719円
グローバル株式インカム（毎月決算型）	840,056,679円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）	4,800,535,315円
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）	821,615,758円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）為替ヘッジあり	27,782,128円
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）為替ヘッジあり	23,960,196円
合計	7,362,014,795円
2. 受益権の総数	7,362,014,795口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年6月13日 至 2023年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。

また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2023年12月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2023年12月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	659,325,617
合計	659,325,617

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2023年12月12日現在]
1口当たり純資産額	4,7273円
(1万口当たり純資産額)	(47,273円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	トヨタ自動車	167,100	2,681.50	448,078,650	

	日本電信電話	2,399,700	171.90	412,508,430	
	伊藤忠商事	107,300	5,840.00	626,632,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	500,200	1,260.00	630,252,000	
	オリックス	161,900	2,648.00	428,711,200	
	円 小計	3,336,200		2,546,182,280	
アメリカドル	SCHLUMBERGER LTD	77,241	49.15	3,796,395.15	
	WILLIAMS COS INC	125,212	34.89	4,368,646.68	
	DOW INC	64,606	51.28	3,312,995.68	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	85,590	76.67	6,562,185.30	
	EMERSON ELECTRIC CO	37,727	89.72	3,384,866.44	
	MASCO CORP	59,485	63.98	3,805,850.30	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	13,715	233.29	3,199,572.35	
	UNION PACIFIC CORP	13,940	232.03	3,234,498.20	
	STARBUCKS CORP	40,735	98.12	3,996,918.20	
	COMCAST CORP-CLASS A	106,462	42.66	4,541,668.92	
	BEST BUY CO INC	76,493	74.14	5,671,191.02	
	TARGET CORP	46,378	136.76	6,342,655.28	
	BUNGE GLOBAL SA	46,137	105.00	4,844,385.00	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	64,792	71.75	4,648,826.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	49,471	92.99	4,600,308.29	
	ABBVIE INC	42,199	151.24	6,382,176.76	
	JOHNSON & JOHNSON	26,931	155.06	4,175,920.86	
	JPMORGAN CHASE & CO	24,449	159.10	3,889,835.90	
	WELLS FARGO & CO	93,794	46.00	4,314,524.00	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	10,881	365.43	3,976,243.83	
	BLACKROCK INC	5,086	752.41	3,826,757.26	
	ALLSTATE CORP	21,858	143.07	3,127,224.06	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	19,994	319.15	6,381,085.10	
	MICROSOFT CORP	37,505	371.30	13,925,606.50	
	CISCO SYSTEMS INC	70,838	49.39	3,498,688.82	
	NETAPP INC	29,642	89.75	2,660,369.50	
	NEXTERA ENERGY INC	57,841	59.71	3,453,686.11	
	SEMPRA	88,184	73.94	6,520,324.96	
	BROADCOM INC	11,989	1,029.24	12,339,558.36	
	INTEL CORP	83,873	44.54	3,735,703.42	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	20,535	220.55	4,528,994.25	

アメリカドル 小計		1,553,583		153,047,662.50 (22,326,593,005)
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	41,900	84.78	3,552,282.00
	ROYAL BANK OF CANADA	28,600	125.47	3,588,442.00
カナダドル 小計		70,500		7,140,724.00 (767,627,830)
イギリスポンド	BP PLC	708,823	4.67	3,311,975.46
	GLENCORE PLC	472,030	4.39	2,073,627.79
	RELX PLC	77,874	31.17	2,427,332.58
	DIAGEO PLC	68,354	28.09	1,920,405.63
	ASTRAZENECA PLC	16,977	100.96	1,713,997.92
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	2,115,787	2.40	5,084,236.16
	SAGE GROUP PLC/THE	192,081	11.88	2,281,922.28
	SPECTRIS PLC	75,903	35.14	2,667,231.42
イギリスポンド 小計		3,727,829		21,480,729.24 (3,936,343,633)
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	47,778	85.58	4,088,841.24
	SANDOZ GROUP AG	70,247	27.15	1,907,206.05
スイスフラン 小計		118,025		5,996,047.29 (995,883,494)
香港ドル	PRADA S. P. A.	479,300	45.65	21,880,045.00
香港ドル 小計		479,300		21,880,045.00 (408,938,041)
ノルウェークローネ	NORSK HYDRO ASA	474,273	62.32	29,556,693.36
ノルウェークローネ 小計		474,273		29,556,693.36 (393,399,588)
ユーロ	VINCI SA	24,552	116.10	2,850,487.20
	MICHELIN (CGDE)	105,030	32.20	3,381,966.00
	DANONE	42,120	59.48	2,505,297.60
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	167,303	18.76	3,139,608.09
	AXA SA	110,777	30.06	3,329,956.62
ユーロ 小計		449,782		15,207,315.51 (2,387,548,535)
合 計		10,209,492		33,762,516,406 (31,216,334,126)

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 31 銘柄	100.00%	66.13%
カナダドル	株式 2 銘柄	100.00%	2.27%
イギリスポンド	株式 8 銘柄	100.00%	11.66%
スイスフラン	株式 2 銘柄	100.00%	2.95%
香港ドル	株式 1 銘柄	100.00%	1.21%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	100.00%	1.17%
ユーロ	株式 5 銘柄	100.00%	7.07%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2023年12月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,653,449,229
コール・ローン	86,795,334
投資証券	109,678,926,047
派生商品評価勘定	377,981
未収入金	351,292,776
未収配当金	279,016,237
流動資産合計	112,049,857,604
資産合計	112,049,857,604
負債の部	
流動負債	
未払金	1,063,985,223
未払解約金	170,262,238
未払利息	19
流動負債合計	1,234,247,480

負債合計	1,234,247,480
純資産の部	
元本等	
元本	34,628,067,819
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	76,187,542,305
元本等合計	110,815,610,124
純資産合計	110,815,610,124
負債純資産合計	112,049,857,604

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2023年12月12日現在]
1. 期首	2023年6月13日
期首元本額	38,336,149,583円
期中追加設定元本額	411,712,091円
期中一部解約元本額	4,119,793,855円
元本の内訳※	
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	1,236,211,916円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)	291,282,388円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	32,817,166,851円
ワールド・リート・オープン(1年決算型)	245,303,658円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	23,317,983円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり	14,785,023円
合計	34,628,067,819円
2. 受益権の総数	34,628,067,819口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自2023年6月13日 至2023年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリ

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>バティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
-------------------	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2023年12月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2023年12月12日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
投資証券		456,196,671
合計		456,196,671

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2023年12月12日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	57,567,050	—	57,739,450	172,400
	売建				
	アメリカドル	86,000,000	—	85,794,419	205,581

合計	143,567,050	—	143,533,869	377,981
----	-------------	---	-------------	---------

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2023年12月12日現在]
1口当たり純資産額	3.2002円
(1万口当たり純資産額)	(32,002円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	2,792	914,380,000	
		日本プロロジスリート投資法人	2,387	640,193,400	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	1,492	672,146,000	
		日本ビルファンド投資法人	1,731	1,080,144,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	2,013	1,171,566,000	
		日本都市ファンド投資法人	6,701	676,801,000	
		インヴィンシブル投資法人	25,929	1,506,474,900	
		平和不動産リート投資法人	4,889	661,481,700	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	18,746	1,269,104,200	
円合計			66,680	8,592,291,200	
アメリカドル	投資証券	AGREE REALTY CORP	193,394	11,468,264.20	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	56,736	6,776,547.84	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	708,480	24,938,496.00	

		AMERICAN TOWER CORP	26,994	5,549,966.40	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	418,628	11,981,133.36	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	129,584	22,730,329.44	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	505,309	11,546,310.65	
		CARETRUST REIT INC	452,144	10,200,368.64	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	222,761	30,017,044.75	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	32,669	5,703,680.71	
		EQUINIX INC	63,384	50,528,457.12	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	84,405	19,165,843.35	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	139,320	19,242,878.40	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	78,071	7,754,011.72	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	569,245	10,451,338.20	
		IRON MOUNTAIN INC	219,197	14,445,082.30	
		KILROY REALTY CORP	155,298	5,927,724.66	
		KIMCO REALTY CORP	519,610	10,574,063.50	
		KITE REALTY GROUP TRUST	342,703	7,518,903.82	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	99,443	12,572,578.49	
		NETSTREIT CORP	238,040	3,968,126.80	
		PROLOGIS INC	481,087	58,692,614.00	
		PUBLIC STORAGE	115,180	31,885,279.40	
		REALTY INCOME CORP	438,648	23,858,064.72	
		REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	156,366	8,240,488.20	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	72,439	7,670,565.71	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	125,777	16,952,224.06	
		SUN COMMUNITIES INC	111,084	14,303,175.84	
		URBAN EDGE PROPERTIES	327,654	5,655,308.04	
		VENTAS INC	162,390	7,619,338.80	
		VICI PROPERTIES INC	816,616	25,143,606.64	
		WELLTOWER INC	536,922	47,286,720.54	
アメリカドル合計			8,599,578	550,368,536.30 (80,287,762,075)	
カナダドル	投資証券	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	74,266	5,353,093.28	
		GRANITE REAL ESTATE INVESTME	79,125	5,796,697.50	
		INTERRENT REAL ESTATE INVEST	481,771	6,157,033.38	
カナダドル合計			635,162	17,306,824.16 (1,860,483,597)	

オーストラリアドル	投資証券	GOODMAN GROUP	1,560,645	36,050,899.50	
		NATIONAL STORAGE REIT	3,784,927	8,856,729.18	
		REGION RE LTD	5,404,818	11,944,647.78	
		STOCKLAND	2,808,318	11,794,935.60	
オーストラリアドル合計			13,558,708	68,647,212.06	(6,579,148,803)
イギリスポンド	投資証券	SEGRO PLC	1,108,139	9,341,611.77	
		UNITE GROUP PLC/THE	659,282	6,559,855.90	
		WORKSPACE GROUP PLC	531,247	2,834,202.74	
イギリスポンド合計			2,298,668	18,735,670.41	(3,433,311,602)
香港ドル	投資証券	LINK REIT	2,292,723	87,696,654.75	
香港ドル合計			2,292,723	87,696,654.75	(1,639,050,477)
シンガポールドル	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	2,088,400	3,947,076.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,068,100	2,371,182.00	
		FRASERS LOGISTICS & COMMERC	10,528,200	11,791,584.00	
シンガポールドル合計			13,684,700	18,109,842.00	(1,967,272,136)
ユーロ	投資証券	AEDIFICA	81,909	5,066,071.65	
		CARMILA	262,890	3,817,162.80	
		GECINA SA	24,131	2,613,387.30	
		KLEPIERRE	110,859	2,614,055.22	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	607,938	5,896,998.60	
		MONTEA NV	61,118	5,115,576.60	
		SHURGARD SELF STORAGE LTD	124,092	5,121,897.30	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	57,035	3,637,692.30	
ユーロ合計			1,329,972	33,882,841.77	(5,319,606,157)
合計				109,678,926,047	(101,086,634,847)

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に
----	-----	----------------	----------------

				対する比率
アメリカドル	投資証券	32 銘柄	100.00%	73.20%
カナダドル	投資証券	3 銘柄	100.00%	1.70%
オーストラリアドル	投資証券	4 銘柄	100.00%	6.00%
イギリスポンド	投資証券	3 銘柄	100.00%	3.13%
香港ドル	投資証券	1 銘柄	100.00%	1.49%
シンガポールドル	投資証券	3 銘柄	100.00%	1.79%
ユーロ	投資証券	8 銘柄	100.00%	4.85%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2023年12月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,832,237,082
コール・ローン	312,205,532
国債証券	40,647,004,265
特殊債券	2,722,032,751
社債券	4,469,102,675
派生商品評価勘定	40,710,254
未収入金	33,144,666
未収利息	751,454,785
前払費用	153,202,972
差入委託証拠金	1,313,535,993
流動資産合計	52,274,630,975
資産合計	52,274,630,975
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	45,029,952
未払金	51,171,640
未払解約金	62,960,000
未払利息	71
流動負債合計	159,161,663
負債合計	159,161,663
純資産の部	
元本等	
元本	10,879,377,361
剰余金	

剰余金又は欠損金 (△)	41,236,091,951
元本等合計	52,115,469,312
純資産合計	52,115,469,312
負債純資産合計	52,274,630,975

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2023年12月12日現在]
1. 期首	2023年6月13日
期首元本額	11,070,674,724円
期中追加設定元本額	800,299,783円
期中一部解約元本額	991,597,146円
元本の内訳※	
エマーシング・ソブリン・オープン (毎月決算型)	4,060,065,819円
エマーシング・ソブリン・オープン (1年決算型)	2,773,943,080円
エマーシング・ソブリン・オープン (毎月決算型) 為替ヘッジあり	1,966,868,403円
グローバル財産3分法ファンド (毎月決算型)	816,045,108円
エマーシング・ソブリン・オープン (資産成長型)	864,204,072円
エマーシング・ソブリン・オープン (資産成長型) 為替ヘッジあり	398,250,879円
合計	10,879,377,361円
2. 受益権の総数	10,879,377,361口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2023年6月13日 至 2023年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動による

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスクは限定的であります。</p> <p>また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> <p>当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。</p>
-------------------	---

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2023年12月12日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2023年12月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	894,692,851
特殊債券	4,486,023
社債券	156,606,661
合計	1,055,785,535

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[2023年12月12日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	1,884,865,070	—	1,894,784,330	△9,919,260
合計		1,884,865,070	—	1,894,784,330	△9,919,260

(注) 時価の算定方法

1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

通貨関連

[2023年12月12日現在]

区分	種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	3,470,955,297	—	3,441,318,819	△29,636,478
	ユーロ	616,949,158	—	612,568,235	△4,380,923
	売建				
	アメリカドル	679,909,158	—	667,175,209	12,733,949
	ユーロ	3,470,955,297	—	3,444,072,283	26,883,014
	合計	8,238,768,910	—	8,165,134,546	5,599,562

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2023年12月12日現在]
1口当たり純資産額	4.7903円
(1万口当たり純資産額)	(47,903円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0 ECUADOR 300731	1,033,779.00	292,003.11	
		2.125 HUNGARY 310922	6,725,000.00	5,256,300.35	
		2.375 MOROCCO 271215	380,000.00	335,563.18	
		2.783 PERU 310123	5,186,000.00	4,403,978.11	
		3 COLOMBIA 300130	3,050,000.00	2,481,010.05	
		3 PERU 340115	3,078,000.00	2,509,809.75	
		3.1 CHILE 410507	5,347,000.00	3,902,853.09	
		3.125 ABU DHABI G 490930	1,404,000.00	975,281.58	
		3.125 COLOMBIA 310415	1,525,000.00	1,197,482.18	
		3.16 PANAMA 300123	1,160,000.00	967,150.74	
		3.25 COLOMBIA 320422	7,026,000.00	5,373,685.25	
		3.25 SAUDI INTERN 511117	2,490,000.00	1,667,154.60	
		3.3 PERU 410311	480,000.00	358,058.34	
		3.375 GOVT OF BER 500820	3,681,000.00	2,401,852.50	
		3.45 SAUDI INTERN 610202	1,174,000.00	769,418.46	
		3.5 CHILE 340131	2,040,000.00	1,769,635.59	
		3.5 INDONESIA 500214	752,000.00	561,506.34	
		3.5 MEXICO 340212	975,000.00	797,483.69	
		3.5 MONGOLIA INTL 270707	585,000.00	514,766.99	
		3.55 PERU 510310	1,192,000.00	858,872.98	
		3.6 PERU 720115	460,000.00	304,802.22	
		3.625 ROMANIA 320327	356,000.00	301,621.00	
		3.75 SAUDI INTERN 550121	4,359,000.00	3,104,196.46	
		3.771 MEXICO 610524	4,100,000.00	2,612,009.63	
		3.849 PARAGUAY 330628	875,000.00	760,938.70	
		3.875 ABU DHABI G 500416	4,108,000.00	3,268,435.71	
		3.875 ARAB REPubL 260216	200,000.00	160,098.00	
		3.875 PANAMA 280317	780,000.00	710,895.80	
		3.9 DUBAI GOVT IN 500909	5,084,000.00	3,710,450.63	
		4 CHILE 520131	2,570,000.00	2,020,405.62	
		4.125 COLOMBIA 420222	755,000.00	506,910.10	
		4.25 TURKEY 250313	435,000.00	424,218.52	
4.25 TURKEY 260414	1,165,000.00	1,101,224.40			
4.3 PANAMA 530429	2,195,000.00	1,402,861.50			

4. 3 SOUTH AFRICA 281012	275,000.00	248,118.75	
4. 375 GUATEMALA 270605	200,000.00	185,064.00	
4. 4 QATAR 500416	5,344,000.00	4,632,686.88	
4. 5 DOMINICAN 300130	2,225,000.00	1,987,068.51	
4. 5 GUATEMALA 260503	705,000.00	668,538.92	
4. 625 SAUDI INTER 471004	385,000.00	326,356.80	
4. 65 GUATEMALA 411007	645,000.00	477,367.67	
4. 7 PARAGUAY 270327	1,735,000.00	1,695,835.56	
4. 75 AZERBAIJAN 240318	964,000.00	960,451.51	
4. 75 BRAZIL 500114	6,604,000.00	4,833,332.02	
4. 75 GOVT OF BERM 290215	1,832,000.00	1,786,658.00	
4. 75 MEXICO 320427	1,660,000.00	1,551,014.75	
4. 75 OMAN 260615	4,537,000.00	4,447,407.86	
4. 85 SOUTH AFRICA 290930	1,640,000.00	1,474,737.20	
4. 875 DOMINICAN 320923	4,665,000.00	4,076,278.53	
4. 875 GUATEMALA 280213	460,000.00	430,165.09	
4. 9 GUATEMALA 300601	1,702,000.00	1,560,981.55	
4. 95 JORDAN 250707	1,050,000.00	1,024,168.95	
4. 951 UAE INT' L G 520707	962,000.00	902,827.38	
4. 975 URUGUAY 550420	780,000.00	731,912.64	
5 GOVT OF BERMUDA 320715	713,000.00	686,262.50	
5 PARAGUAY 260415	596,000.00	588,484.69	
5 SAUDI INTERNATI 530118	8,662,000.00	7,702,371.66	
5 SAUDI INTERNATI 530118	1,070,000.00	951,458.98	
5 SOUTH AFRICA 461012	725,000.00	495,901.45	
5. 125 MONGOLIA IN 260407	1,005,000.00	967,389.60	
5. 125 TURKEY 280217	1,070,000.00	992,451.75	
5. 2 COLOMBIA 490515	1,320,000.00	959,191.99	
5. 25 HUNGARY 290616	845,000.00	832,483.86	
5. 25 ROMANIA 271125	884,000.00	868,871.22	
5. 25 SAUDI INTERN 500116	240,000.00	221,563.20	
5. 375 GUATEMALA 320424	1,820,000.00	1,663,491.95	
5. 375 OMAN GOV IN 270308	200,000.00	199,760.60	
5. 375 REPUBLIC OF 290220	1,330,000.00	1,236,135.24	
5. 5 DOMINICAN 290222	3,220,000.00	3,075,658.47	
5. 5 HUNGARY 340616	4,265,000.00	4,169,378.70	

5. 5 POLAND 530404	938, 000. 00	933, 512. 60	
5. 65 INDONESIA 530111	1, 943, 000. 00	2, 000, 242. 27	
5. 65 SOUTH AFRICA 470927	310, 000. 00	227, 530. 70	
5. 75 JORDAN 270131	270, 000. 00	263, 282. 40	
5. 75 SOUTH AFRICA 490930	1, 415, 000. 00	1, 036, 947. 37	
5. 75 TURKEY 470511	1, 385, 000. 00	1, 008, 065. 32	
5. 75 URUGUAY 341028	2, 085, 000. 00	2, 212, 486. 55	
5. 8 ARAB REPUBLIC 270930	1, 940, 000. 00	1, 454, 363. 68	
5. 85 JORDAN 300707	1, 654, 000. 00	1, 524, 486. 83	
5. 875 ARAB REPUB 310216	1, 959, 000. 00	1, 226, 091. 08	
5. 875 SOUTH AFRIC 300622	3, 450, 000. 00	3, 217, 138. 79	
5. 875 SOUTH AFRIC 320420	730, 000. 00	659, 661. 58	
5. 875 TURKEY 310626	1, 527, 000. 00	1, 361, 380. 05	
5. 95 DOMINICAN 270125	2, 285, 000. 00	2, 264, 309. 52	
6 ROMANIA 340525	3, 074, 000. 00	3, 028, 827. 57	
6 TURKEY 270325	1, 465, 000. 00	1, 421, 504. 15	
6. 1 PARAGUAY 440811	640, 000. 00	609, 324. 65	
6. 125 COSTA RICA 310219	219, 000. 00	220, 158. 58	
6. 125 GUATEMALA 500601	1, 400, 000. 00	1, 190, 739. 17	
6. 125 HUNGARY 280522	2, 470, 000. 00	2, 528, 336. 46	
6. 125 IVORY COAST 330615	1, 121, 000. 00	990, 483. 08	
6. 125 JORDAN 260129	305, 000. 00	303, 204. 77	
6. 125 NIGERIA REP 280928	2, 428, 000. 00	2, 080, 310. 40	
6. 2 SRI LANKA 270511	980, 000. 00	484, 506. 89	
6. 25 HUNGARY 320922	5, 030, 000. 00	5, 239, 524. 65	
6. 25 SENEGAL 240730	1, 065, 000. 00	1, 055, 547. 06	
6. 25 SERBIA 280526	1, 815, 000. 00	1, 837, 513. 26	
6. 3 KENYA REP 340123	1, 040, 000. 00	792, 353. 33	
6. 3 SOUTH AFRICA 480622	200, 000. 00	157, 518. 00	
6. 338 MEXICO 530504	914, 000. 00	883, 063. 50	
6. 35 MEXICO 350209	1, 155, 000. 00	1, 173, 531. 93	
6. 375 IVORY COAST 280303	990, 000. 00	955, 859. 85	
6. 4 DOMINICAN 490605	525, 000. 00	469, 075. 25	
6. 4 PANAMA 350214	815, 000. 00	778, 002. 93	
6. 5 SERBIA 330926	200, 000. 00	200, 951. 60	
6. 55 COSTA RICA 340403	2, 905, 000. 00	2, 932, 234. 37	

6. 588 ARAB REPUB 280221	975,000.00	722,767.50	
6. 6 GUATEMALA 360613	1,865,000.00	1,792,774.71	
6. 625 FEDERAL REP 241211	817,000.00	514,628.30	
6. 625 GABONESE RE 310206	3,552,000.00	2,826,148.80	
6. 625 ROMANIA 280217	1,812,000.00	1,859,041.32	
6. 75 HUNGARY 520925	5,225,000.00	5,542,889.00	
6. 75 OMAN GOV INT 271028	625,000.00	654,395.00	
6. 75 OMAN GOV INT 480117	4,145,000.00	4,128,793.05	
6. 825 SRI LANKA 260718	200,000.00	101,334.87	
6. 85 SRI LANKA 240314	985,000.00	494,865.56	
6. 85 SRI LANKA 251103	1,119,000.00	568,390.39	
6. 853 PANAMA 540328	200,000.00	180,240.16	
6. 875 DOMINICAN 260129	2,920,000.00	2,944,696.53	
6. 875 PAKISTAN 271205	860,000.00	558,303.40	
6. 876 UKRAINE 310521	1,865,000.00	468,611.09	
6. 95 GABONESE REP 250616	1,932,000.00	1,797,571.44	
7 OMAN GOV INTERN 510125	1,420,000.00	1,464,891.88	
7. 05 DOMINICAN 310203	150,000.00	152,827.73	
7. 05 GUATEMALA 321004	865,000.00	868,737.80	
7. 0529 ARAB REPUB 320115	1,390,000.00	917,301.31	
7. 1246 ELSALVADOR 500120	2,645,000.00	1,831,382.81	
7. 125 ROMANIA 330117	440,000.00	465,807.74	
7. 143 NIGERIA REP 300223	1,247,000.00	1,078,031.50	
7. 253 UKRAINE 350315	3,660,000.00	945,114.48	
7. 3 ARAB REPUBLIC 330930	2,465,000.00	1,575,317.41	
7. 3 COSTA RICA 541113	945,000.00	982,018.58	
7. 3 COSTA RICA 541113	1,310,000.00	1,361,316.75	
7. 3 SOUTH AFRICA 520420	3,330,000.00	2,897,199.90	
7. 375 NIGERIA REP 330928	520,000.00	419,650.40	
7. 375 PAKISTAN 310408	1,670,000.00	981,667.75	
7. 375 UKRAINE 340925	1,372,000.00	355,239.61	
7. 5 ARAB REPUBLIC 270131	200,000.00	163,756.80	
7. 5 COLOMBIA 340202	1,610,000.00	1,636,350.99	
7. 5 JORDAN 290113	5,192,000.00	5,202,955.12	
7. 625 HUNGARY 410329	3,162,000.00	3,624,161.08	
7. 625 ROMANIA 530117	4,480,000.00	4,858,873.60	

7. 65 ELSALVADOR 350615	240,000.00	183,252.80	
7. 75 JORDAN 280115	1,180,000.00	1,205,075.00	
7. 75 REP GHANA 290407	685,000.00	298,509.30	
7. 75 UKRAINE 240901	825,000.00	268,596.90	
7. 75 UKRAINE 280901	1,317,000.00	389,696.34	
7. 75 UKRAINE 290901	1,310,000.00	387,629.00	
7. 85 UZBEKISTAN I 281012	1,970,000.00	2,031,070.00	
7. 875 MONGOLIA IN 290605	225,000.00	226,445.55	
7. 875 NIGERIA REP 320216	875,000.00	749,695.62	
7. 875 REP GHANA 350211	1,270,000.00	554,903.64	
7. 903 ARAB REPUBL 480221	873,000.00	507,240.93	
8 ANGOLA REP 291126	4,432,000.00	3,769,114.62	
8 COLOMBIA 330420	1,486,000.00	1,569,726.75	
8 COLOMBIA 351114	1,845,000.00	1,943,425.05	
8. 25 ANGOLA REP 280509	1,139,000.00	1,017,352.52	
8. 25 VENEZUELA 241013	2,030,000.00	297,181.72	
8. 5 ARAB REPUBLIC 470131	3,429,000.00	2,056,388.44	
8. 625 REP GHANA 340407	299,000.00	130,566.72	
8. 627 REP GHANA 490616	2,717,000.00	1,158,325.02	
8. 65 MONGOLIA INT 280119	1,942,000.00	2,008,914.91	
8. 75 ANGOLA REP 320414	2,569,000.00	2,170,291.20	
8. 95 REP GHANA 510326	200,000.00	86,304.00	
9. 125 TURKEY 300713	2,401,000.00	2,550,822.40	
9. 25 VENEZUELA 280507	4,210,000.00	694,347.89	
9. 375 ANGOLA REP 480508	855,000.00	667,207.80	
9. 375 TURKEY 290314	3,045,000.00	3,264,249.13	
9. 375 TURKEY 330119	1,225,000.00	1,326,093.12	
9. 5 ANGOLA REP 251112	405,000.00	394,666.83	
9. 875 TURKEY 280115	551,000.00	597,382.07	
FRN ARGENTINA 350709	9,601,298.00	3,190,464.20	
FRN ECUADOR 350731	2,230,566.00	794,633.91	
FRN ECUADOR 400731	5,177,396.00	1,630,879.74	
国債証券 小計	325,437,039.00	261,175,341.27 (38,100,258,784)	
特殊債券			
2. 25 SAUDI ARABIA 301124	1,240,000.00	1,037,855.20	
2. 875 SAUDI ARABI 240416	2,274,000.00	2,250,123.00	

	3. 3 QATAR PETROLE 510712	4, 453, 000. 00	3, 070, 054. 05	
	3. 5 SAUDI ARABIAN 290416	3, 520, 000. 00	3, 266, 120. 00	
	4. 25 SAUDI ARABIA 390416	465, 000. 00	397, 313. 67	
	5. 125 AEROPUERTO 610811	1, 375, 000. 00	985, 441. 87	
	5. 125 CODELCO INC 330202	735, 000. 00	695, 537. 69	
	5. 375 BANK GOSPOD 330522	660, 000. 00	651, 424. 62	
	5. 95 CODELCO INC 340108	1, 085, 000. 00	1, 077, 825. 06	
	6. 125 MAGYAR EX-I 271204	755, 000. 00	758, 108. 33	
	6. 3 CODELCO INC 530908	200, 000. 00	197, 348. 05	
	6. 35 ESKOM HLDG 280810	915, 000. 00	874, 504. 84	
	7. 125 ESKOM HLDG 250211	520, 000. 00	519, 483. 12	
	7. 625 KONDOR FINA 261108	200, 000. 00	94, 300. 00	
	特殊債券 小計	18, 397, 000. 00	15, 875, 439. 50 (2, 315, 909, 114)	
社債券	2. 625 DAE FUNDING 250320	265, 000. 00	253, 208. 03	
	2. 625 OOREDOO INT 310408	200, 000. 00	170, 577. 60	
	3 MDGH GMTN RSC L 270328	1, 360, 000. 00	1, 272, 626. 80	
	3. 75 EMPRESA NAC 260805	2, 365, 000. 00	2, 235, 949. 04	
	3. 75 OFFICE CHE 310623	540, 000. 00	454, 388. 40	
	3. 958 LAMAR FUNDI 250507	3, 015, 000. 00	2, 928, 490. 60	
	4. 25 ISRAEL ELEC 280814	4, 999, 000. 00	4, 572, 715. 27	
	4. 5 OFFICE CHE 251022	345, 000. 00	334, 478. 88	
	4. 625 ECOPETROL 311102	1, 370, 000. 00	1, 124, 876. 31	
	4. 75 KAZMUNAYGAS 270419	225, 000. 00	216, 035. 55	
	5. 125 OFFICE CHE 510623	725, 000. 00	531, 074. 82	
	5. 25 EMPRESA NAC 291106	355, 000. 00	339, 455. 75	
	5. 315 FREEPORT IN 320414	695, 000. 00	667, 081. 29	
	5. 375 ECOPETROL 260626	505, 000. 00	490, 060. 58	
	5. 5 MDGH GMTN RSC 330428	295, 000. 00	304, 137. 62	
	5. 625 PERTAMINA P 430520	645, 000. 00	619, 749. 66	
	5. 75 KAZMUNAYGAS 470419	205, 000. 00	168, 998. 92	
	5. 8 ORYX FUNDING 310203	530, 000. 00	524, 207. 10	
	5. 95 PETRO MEX 310128	580, 000. 00	431, 752. 00	
	6 PERTAMINA PERSE 420503	400, 000. 00	399, 049. 74	
	6 PETROLEOS 261115	14, 960, 000. 00	1, 514, 700. 00	
	6. 2 FREEPORT INDO 520414	400, 000. 00	377, 961. 74	

		6. 375 KAZMUNAYGAS 481024	1,075,000.00	946,550.40	
		6. 625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,163,220.31	
		6. 7 PETRO MEX 320216	2,923,000.00	2,268,087.23	
		6. 75 PETRO MEX 470921	1,159,000.00	703,643.15	
		6. 875 OFFICE CHE 440425	610,000.00	564,237.80	
		7. 69 PETRO MEX 500123	4,002,000.00	2,639,303.36	
		8. 625 ECOPETROL 290119	765,000.00	801,265.59	
		8. 875 ECOPETROL 330113	1,540,000.00	1,617,588.60	
	社債券 小計		48,808,000.00	30,635,472.14	(4,469,102,675)
アメリカドル合計			392,642,039.00	307,686,252.91	(44,885,270,573)
ユーロ	国債証券	0. 375 BULGARIA 300923	955,000.00	762,076.86	
		1. 625 NORTH MACED 280310	215,000.00	182,995.10	
		1. 65 SERBIA 330303	320,000.00	228,371.20	
		2. 05 SERBIA 360923	155,000.00	102,379.51	
		2. 75 NORTH MACEDO 250118	1,185,000.00	1,157,105.10	
		2. 875 ROMANIA 290311	200,000.00	178,690.00	
		3. 675 NORTH MACED 260603	2,235,000.00	2,156,810.76	
		4. 125 BULGARIA 290923	1,590,000.00	1,615,996.50	
		4. 5 BULGARIA 330127	3,865,000.00	3,965,915.15	
		4. 75 SENEGAL 280313	2,905,000.00	2,612,030.75	
		5. 25 IVORY COAST 300322	530,000.00	463,903.70	
		5. 375 HUNGARY 330912	1,265,000.00	1,306,681.75	
		5. 5 ROMANIA 280918	490,000.00	494,462.92	
		5. 875 IVORY COAST 311017	310,000.00	269,295.45	
		6. 625 ROMANIA 290927	480,000.00	505,920.00	
		6. 96 NORTH MACEDO 270313	210,000.00	218,674.05	
	国債証券 小計		16,910,000.00	16,221,308.80	(2,546,745,481)
	特殊債券	2. 45 BULGARIAN EN 280722	1,930,000.00	1,646,544.76	
		6 MAGYAR EX-IM 290516	900,000.00	940,230.00	
特殊債券 小計		2,830,000.00	2,586,774.76	(406,123,637)	
ユーロ合計			19,740,000.00	18,808,083.56	(2,952,869,118)

合計		47,838,139,691 (47,838,139,691)	
----	--	------------------------------------	--

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	174 銘柄	84.88%
	特殊債券	14 銘柄	5.16%
	社債券	30 銘柄	9.96%
ユーロ	国債証券	16 銘柄	86.25%
	特殊債券	2 銘柄	13.75%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	12,374,889,481
II 負債総額	24,549,683
III 純資産総額 (I - II)	12,350,339,798
IV 発行済口数	12,386,245,971口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	0.9971
(10,000口当たり)	(9,971)

(参考)

グローバル株式インカム マザーファンド

純資産額計算書

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	35,808,585,522
II 負債総額	1,014
III 純資産総額 (I - II)	35,808,584,508
IV 発行済口数	7,498,283,785口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	4.7756
(10,000口当たり)	(47,756)

ワールド・リート・オープン マザーファンド

純資産額計算書

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	114,267,446,263
II 負債総額	291,223,874
III 純資産総額 (I - II)	113,976,222,389
IV 発行済口数	34,141,235,287口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	3.3384
(10,000口当たり)	(33,384)

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

2023年12月29日現在

(単位：円)

I 資産総額	53,053,837,000
II 負債総額	272,679,806
III 純資産総額 (I - II)	52,781,157,194
IV 発行済口数	10,929,832,528口
V 1口当たり純資産価額 (III/IV)	4.8291
(10,000口当たり)	(48,291)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2023年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議

を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a) 運用に関するパフォーマンス測定・分析、意図した運用成果が得られていない場合にはその原因の分析のほか、(b) リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a) についてはファンド管理委員会における審議を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b) についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2023年12月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	847	28,140,566
追加型公社債投資信託	16	1,558,854
単位型株式投資信託	98	441,378
単位型公社債投資信託	49	96,721

合 計	1,010	30,237,519
-----	-------	------------

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度に係る中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行

を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月1日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋 大士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)		第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	51,593,362	※2	51,733,041
有価証券		293,326		1,579,691
前払費用		645,109		770,747
未収入金		61,092		81,854
未収委託者報酬		15,750,264		16,753,855
未収収益	※2	783,790	※2	688,142
金銭の信託		8,401,300		10,400,000
その他		295,584		745,576
流動資産合計		77,823,830		82,752,908
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	391,042	※1	181,551
器具備品	※1	1,079,023	※1	730,357
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		-		1,111,177
有形固定資産合計		2,098,499		2,651,520
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,381,293		4,183,644
ソフトウェア仮勘定		1,581,652		1,907,739
無形固定資産合計		5,978,768		6,107,206
投資その他の資産				
投資有価証券		16,803,642		12,022,365
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	※1	810,684	※1	807,066
長期差入保証金		524,244		689,492
前払年金費用		189,708		118,832
繰延税金資産		982,406		1,675,132
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		19,491,852		15,494,056
固定資産合計		27,569,120		24,252,782
資産合計		105,392,950		107,005,691

(単位：千円)

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	565,222	507,559
未払金		
未払収益分配金	197,334	114,094
未払償還金	7,418	7,418
未払手数料	※2 6,423,139	※2 6,139,595
その他未払金	※2 4,565,457	※2 955,697
未払費用	※2 4,328,968	※2 5,778,896
未払消費税等	1,112,923	439,657
未払法人税等	769,692	2,375,281
賞与引当金	942,287	849,840
役員賞与引当金	149,028	154,872
その他	5,517	5,517
流動負債合計	19,066,990	17,328,431
固定負債		
長期未払金	10,800	-
退職給付引当金	1,246,300	1,333,882
役員退職慰労引当金	117,938	75,667
時効後支払損引当金	250,214	254,296
固定負債合計	1,625,252	1,663,846
負債合計	20,692,243	18,992,277
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	29,000,498	33,267,700
利益剰余金合計	36,341,088	40,608,289
株主資本合計	83,073,932	87,341,133

(単位：千円)

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,626,775	672,279
評価・換算差額等合計	1,626,775	672,279
純資産合計	84,700,707	88,013,413
負債純資産合計	105,392,950	107,005,691

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	79,977,953	84,121,445
投資顧問料	2,711,169	2,750,601
その他営業収益	13,459	10,412
営業収益合計	82,702,582	86,882,459
営業費用		
支払手数料	※2 31,644,834	※2 31,461,274
広告宣伝費	720,785	798,894
公告費	500	375
調査費		
調査費	2,430,158	2,849,042
委託調査費	14,557,009	19,236,505
事務委託費	1,450,062	1,751,807
営業雑経費		
通信費	138,868	113,480
印刷費	379,428	367,379
協会費	49,590	58,128
諸会費	17,729	18,447
事務機器関連費	2,172,978	2,238,382
その他営業雑経費	649	-
営業費用合計	53,562,596	58,893,717
一般管理費		
給料		
役員報酬	414,260	416,461
給料・手当	6,496,233	6,565,766
賞与引当金繰入	942,287	849,840
役員賞与引当金繰入	149,028	154,872
福利厚生費	1,282,310	1,279,885
交際費	4,874	8,942
旅費交通費	21,698	75,274
租税公課	430,233	403,955
不動産賃借料	724,961	719,707
退職給付費用	494,615	388,176
固定資産減価償却費	2,249,287	2,418,341
諸経費	379,054	444,313
一般管理費合計	13,588,846	13,725,534
営業利益	15,551,139	14,263,207

(単位：千円)

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)		第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取配当金		243,133		47,353
受取利息	※2	7,408	※2	10,279
投資有価証券償還益		1,089,101		609,102
収益分配金等時効完成分		137,485		94,351
受取賃貸料	※2	65,808	※2	65,808
その他		36,211		36,894
営業外収益合計		1,579,148		863,788
営業外費用				
投資有価証券償還損		3,074		32,995
時効後支払損引当金繰入		16,548		31,951
事務過誤費		76,076		2,680
賃貸関連費用		15,780		14,262
その他		7,585		32,394
営業外費用合計		119,066		114,284
経常利益		17,011,221		15,012,711
特別利益				
投資有価証券売却益		605,706		387,113
特別利益合計		605,706		387,113
特別損失				
投資有価証券売却損		28,188		15,828
投資有価証券評価損		36,558		104,554
固定資産除却損	※1	13,094	※1	32,791
減損損失		-	※3	315,350
特別損失合計		77,840		468,524
税引前当期純利益		17,539,087		14,931,300
法人税、住民税及び事業税	※2	5,366,608	※2	4,860,444
法人税等調整額		22,446		△271,471
法人税等合計		5,389,054		4,588,973
当期純利益		12,150,032		10,342,327

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額			475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額					
剰余金の配当			△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益			12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当期変動額					
剰余金の配当			△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△954,495	△954,495	△954,495
当期変動額合計	△954,495	△954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	5年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるた

め、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
建物	805,250千円	1,006,606千円
器具備品	2,054,366千円	1,985,072千円
投資不動産	157,995千円	163,978千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
預金	43,782,913千円	40,165,058千円
未収収益	13,741千円	15,046千円
未払手数料	836,105千円	790,279千円
その他未払金	3,887,520千円	77,007千円
未払費用	337,847千円	277,358千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第37期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	第38期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
建物	2,599千円	1,047千円
器具備品	10,495千円	29,762千円
ソフトウェア	-	1,981千円
計	13,094千円	32,791千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第37期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	第38期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
支払手数料	5,153,589千円	4,893,312千円
受取利息	7,377千円	10,236千円
受取賃貸料	65,808千円	68,168千円
法人税、住民税及び事業税	4,062,765千円	3,947,200千円

※3.減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区(本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

翌期において、ホームページのリニューアルを予定しており、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 10,576,511千円
- ② 1株当たり配当額 49,988円
- ③ 基準日 2021年3月31日
- ④ 効力発生日 2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 28,713円
- ④ 基準日 2022年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2022年6月29日

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 6,075,125千円
- ② 1株当たり配当額 28,713円
- ③ 基準日 2022年3月31日
- ④ 効力発生日 2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 5,171,039千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 24,440円
- ④ 基準日 2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2023年6月29日

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
1 年内	709,808 千円	962,809 千円
1 年超	414,054 千円	1,532,728 千円
合計	1,123,863 千円	2,495,537 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

第 37 期(2022 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額 31,360 千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。また、関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注 4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 37 期(2022 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	—
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	—
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	—
資産計	24,002,056	24,002,056	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	—	—	—
金銭の信託	10,400,000	—	—	—
未収委託者報酬	16,753,855	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	—
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
第37期(2022年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

※財務諸表等規則附則(2021年9月24日内閣府令第9号)に基づく経過措置を適用した投資信託(貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券 16,772,282千円)は、表には含めておりません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	1,579,691	—	1,579,691
金銭の信託	—	10,400,000	—	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	—	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	—	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第37期(2022年3月31日現在)及び第38期(2023年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第37期(2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円)を含めております。

非上場株式(貸借対照表計上額は31,360千円)は、市場価格がないため、含めておりません。

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,018,343	15,474,760	△456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	△456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第37期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	17,240	—	14,120
債券	—	—	—
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 36,558 千円（その他有価証券のその他 36,558 千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について 104,554 千円（その他有価証券のその他 104,554 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	3,729,235 千円	3,723,521 千円
勤務費用	198,457	196,190
利息費用	21,549	25,925
数理計算上の差異の 発生額	△46,069	△186,130
退職給付の支払額	△179,650	△176,727
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,723,521	3,582,778

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	2,649,846 千円	2,583,927 千円
期待運用収益	47,588	46,453
数理計算上の差異の 発生額	1,824	△103,934
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△115,331	△100,694
年金資産の期末残高	2,583,927	2,425,752

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,675,015 千円	2,468,195 千円
年金資産	△2,583,927	△2,425,752
非積立型制度の退職給付債務	91,087	42,442
未積立退職給付債務	1,048,506	1,114,583
未認識数理計算上の差異	1,139,593	1,157,025
未認識過去勤務費用	205,679	281,343
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	△288,681	△223,319
退職給付引当金	1,056,591	1,215,049
前払年金費用	1,246,300	1,333,882
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	△189,708	△118,832

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)	第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
勤務費用	198,457 千円	196,190 千円
利息費用	21,549	25,925
期待運用収益	△47,588	△46,453
数理計算上の差異の 費用処理額	△3,547	△6,532
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	109,013	1,600
確定給付制度に係る 退職給付費用	343,245	236,091

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
債券	62.0 %	63.6 %
株式	36.3	34.2
その他	1.7	2.2
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
割引率	0.078～0.72%	0.066～1.13%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 151,370 千円、当事業年度 152,084 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第 37 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 38 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
繰延税金資産		
減損損失	410,082千円	499,742千円
投資有価証券評価損	65,490	47,876
未払事業税	165,702	169,997
賞与引当金	288,528	260,221
役員賞与引当金	25,799	29,828
役員退職慰労引当金	36,112	23,169
退職給付引当金	381,617	408,434
減価償却超過額	145,316	227,100
差入保証金	-	52,869
長期差入保証金	52,869	-
時効後支払損引当金	76,615	77,865
連結納税適用による時価評価	35,311	35,311
その他	76,257	177,003
繰延税金資産 小計	1,759,702	2,009,420
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,759,702	2,009,420
繰延税金負債		
前払年金費用	△58,088	△36,386
連結納税適用による時価評価	△1,149	△1,098
その他有価証券評価差額金	△717,957	△296,702
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△777,296	△334,288
繰延税金資産の純額	982,406	1,675,132

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第 37 期（2022 年 3 月 31 日現在）及び第 38 期（2023 年 3 月 31 日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) の 6. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）及び第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 37 期（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）及び第 38 期（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第 37 期 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注 1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言	投資助言料 (注 3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円
						役員の兼任				

第 38 期 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注 5)	科目	期末残高(注 5)
親会社	三菱 UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税等	連結納税等 に伴う支払 (注 4)	3,947,200 千円	その他未払金	77,007 千円
親会社	三菱 UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注 2)	4,893,312 千円	未払手数料	790,279 千円
						投資の助言	投資助言料 (注 3)	463,416 千円	未払費用	253,093 千円
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第37期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

第38期(自2022年4月1日至2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注2)	科目	期末残高(注2)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示してまいります。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
1株当たり純資産額	400,322.84円	415,979.76円
1株当たり当期純利益金額	57,424.97円	48,881.17円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	第38期 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）
当期純利益金額（千円）	12,150,032	10,342,327
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	12,150,032	10,342,327
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表
(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日現在)

(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		49,727,641
有価証券		1,621,227
前払費用		710,443
未収入金		93,528
未収委託者報酬		19,282,859
未収収益		770,875
金銭の信託		10,401,000
その他		740,886
流動資産合計		83,348,451
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	2,546,133
器具備品	※1	1,676,631
土地		628,433
建設仮勘定		10,560
有形固定資産合計		4,861,758
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,917,655
ソフトウェア仮勘定		1,357,259
無形固定資産合計		6,290,737
投資その他の資産		
投資有価証券		14,016,994
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	1,580,210
長期差入保証金		689,627
前払年金費用		83,203
繰延税金資産		1,274,071
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		17,825,273
固定資産合計		28,977,769
資産合計		112,326,220

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	492,861
未払金	
未払収益分配金	105,556
未払償還金	44,768
未払手数料	6,929,093
その他未払金	3,313,588
未払費用	6,935,916
未払消費税等	※2 319,737
未払法人税等	2,205,065
賞与引当金	899,167
役員賞与引当金	78,660
その他	5,517
流動負債合計	21,329,934
固定負債	
退職給付引当金	1,375,952
役員退職慰労引当金	32,510
時効後支払損引当金	252,955
資産除去債務	704,072
固定負債合計	2,365,490
負債合計	23,695,424
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	33,502,194
利益剰余金合計	40,842,784
株主資本合計	87,575,628

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間
(2023 年 9 月 30 日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,055,167
評価・換算差額等合計	1,055,167
純資産合計	88,630,795
負債純資産合計	112,326,220

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
営業収益	
委託者報酬	47,550,495
投資顧問料	1,407,644
その他営業収益	10,158
営業収益合計	48,968,298
営業費用	
支払手数料	16,737,084
広告宣伝費	208,241
公告費	892
調査費	
調査費	1,594,100
委託調査費	12,907,263
事務委託費	947,553
営業雑経費	
通信費	53,048
印刷費	194,402
協会費	33,149
諸会費	9,640
事務機器関連費	1,212,110
その他営業雑経費	5,384
営業費用合計	33,902,872
一般管理費	
給料	
役員報酬	190,163
給料・手当	2,957,056
賞与引当金繰入	899,167
役員賞与引当金繰入	78,660
福利厚生費	645,394
交際費	4,144
旅費交通費	46,547
租税公課	204,887
不動産賃借料	390,491
退職給付費用	188,933
固定資産減価償却費	※1 1,169,259
諸経費	275,931
一般管理費合計	7,050,636
営業利益	8,014,788

(単位：千円)

第 39 期中間会計期間
(自 2023 年 4 月 1 日
至 2023 年 9 月 30 日)

営業外収益		
受取配当金		27,966
受取利息		6,353
投資有価証券償還益		19,971
収益分配金等時効完成分		15,896
受取賃貸料		36,751
その他		20,823
営業外収益合計		127,762
営業外費用		
投資有価証券償却損		53,716
時効後支払損引当金繰入		1,347
事務過誤費		10,736
賃貸関連費用	※1	16,188
その他		3,902
営業外費用合計		85,890
経常利益		8,056,659
特別利益		
投資有価証券売却益		132,206
固定資産売却益		1,021
特別利益合計		133,228
特別損失		
投資有価証券売却損		30,309
投資有価証券評価損		28,130
固定資産除却損		20,162
固定資産売却損		65,427
その他特別損失		289,389
特別損失合計		433,419
税引前中間純利益		7,756,468
法人税、住民税及び事業税		2,118,856
法人税等調整額		232,077
法人税等合計		2,350,934
中間純利益		5,405,533

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 39 期中間会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133
当中間期変動額					
剰余金の配当			△5,171,039	△5,171,039	△5,171,039
中間純利益			5,405,533	5,405,533	5,405,533
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	234,494	234,494	234,494
当中間期末残高	342,589	6,998,000	33,502,194	40,842,784	87,575,628

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当中間期変動額			
剰余金の配当			△5,171,039
中間純利益			5,405,533
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	382,887	382,887	382,887
当中間期変動額合計	382,887	382,887	617,382
当中間期末残高	1,055,167	1,055,167	88,630,795

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
時価法を採用しております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産及び投資不動産
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～50年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。
 - (5) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
 - (6) 時効後支払損引当金
時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

第 39 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日現在)	
建物	407,329 千円
器具備品	1,336,738 千円
投資不動産	170,993 千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	225,710 千円
無形固定資産	943,548 千円
投資不動産	7,015 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

2023 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	5,171,039 千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1 株当たり配当額	24,440 円
④ 基準日	2023 年 3 月 31 日
⑤ 効力発生日	2023 年 6 月 29 日

(リース取引関係)

第 39 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	740,363 千円
1 年超	1,192,121 千円
合 計	1,932,485 千円

(金融商品関係)

第 39 期中間会計期間(2023 年 9 月 30 日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((注 2) 参照)。

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 有価証券	1,621,227	1,621,227	—
(2) 金銭の信託	10,401,000	10,401,000	—
(3) 投資有価証券	14,016,994	14,016,994	—
資産計	26,039,221	26,039,221	

(注 1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載していません。

(注 3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価 (千円)			合計
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	
有価証券	—	1,621,227	—	1,621,227
金銭の信託	—	10,401,000	—	10,401,000
投資有価証券	2,257,164	11,759,829	—	14,016,994
資産計	2,257,164	23,782,057	—	26,039,221

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETF は活発な市場で取引されているため、レベル 1 の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル 2 の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第 39 期中間会計期間（2023 年 9 月 30 日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 159,536 千円）は、市場価格がないため、記載していません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	15,250,611	13,190,791	2,059,819
	小計	15,250,611	13,190,791	2,059,819
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,788,610	11,327,577	△538,966
	小計	10,788,610	11,327,577	△538,966
合計		26,039,221	24,518,369	1,520,852

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額 10,401,000 千円、取得価額 10,400,000 千円)を含めております。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について 28,130 千円(その他有価証券のその他 28,130 千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合、及び 30%以上 50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当該資産除去債務の総額の増減

	第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
期首残高	—
有形固定資産の取得に伴う増加	704,072 千円
時の経過による調整額	—
中間期末残高	704,072 千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 39 期中間会計期間 (2023 年 9 月 30 日現在)
1 株当たり純資産額	418,897.70 円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額 (千円)	88,630,795
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	88,630,795
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	211,581

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 39 期中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益金額	25,548.29 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	5,405,533
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	5,405,533
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

共通支配下の取引等

当社は 2023 年 7 月 31 日開催の取締役会において、三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU 投資顧問株式会社)と吸収分割契約を締結することを決議し、同日、吸収分割の効力発生日を 2023 年 10 月 1 日とする吸収分割契約を締結いたしました。本吸収分割契約に基づき、当社と三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社は、2023 年 10 月 1 日付で吸収分割を実施いたしました。

なお、2023 年 10 月 1 日付で当社は「三菱UFJ アセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

(1) 取引の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

②企業結合日

2023 年 10 月 1 日

③企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする無対価吸収分割

④結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ 不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJ アセットマネジメント株式会社

⑤企業結合を行う主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJ アセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準 (企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針 (企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

委託会社は 2023 年 10 月 1 日にエム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更しました。

上記以外、該当事項はありません。

約款

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）

信託約款

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）
－運用の基本方針－

約款第24条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下、この運用の基本方針において総称して「親投資信託」といいます。）の各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 親投資信託受益証券を主要投資対象とします。
- ② 親投資信託受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券に分散投資を行います。
- ③ 原則として、ファンドの純資産総額に対して各親投資信託へ3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。
- ④ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- (1) 親投資信託への投資割合は、制限を設けません。
- (2) 株式への直接投資は行いません。
- (3) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- (4) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

4. 収益分配方針

毎月12日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期から第2期までの決算時には原則として分配を行いません。

(1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

(3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第23条および第27条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

② <削除>

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条に規定する受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総

額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 26 条に規定する外国予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託の受益権は、2007 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の 2006 年 12 月 29 日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が 2007 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して 2007 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 12 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② <削除>

（受益権の申込単位および価額）

第 13 条 <削除>

② 委託者の指定する販売会社は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位の委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、第 42 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを申出た取得申込者に対しては、

1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

③ 前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

④ 第2項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額（第5項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

⑤ 第2項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ <削除>

⑦ 第5項の規定にかかわらず、第42条第2項に規定する収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

第14条 <削除>

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 <削除>

第18条 <削除>

第19条 <削除>

第20条 <削除>

（投資の対象とする資産の種類等）

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形
3. 金銭債権

② 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(運用の指図範囲等)

第 22 条 委託者は、信託金を、主として三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下、総称して「親投資信託」といいます。）の各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号の証券および第 3 号の証券または証書のうち第 1 号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、第 4 号の証券および第 5 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 23 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第 27 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 21 条第 1 項ならびに第 22 条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第 26 条、第 31 条、第 32 条および第 33 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第 24 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 24 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 25 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 28 条 <削除>

(混蔵寄託)

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登

記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 31 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 32 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 33 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。

③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 36 条 この信託の計算期間は、毎月 13 日から翌月 12 日までとします。ただし、第 1 計算期間は 2005 年 10 月 14 日から 2005 年 11 月 14 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第 38 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸

費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 143 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

④ <削除>

⑤ <削除>

（収益の分配方式）

第 40 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 41 条 受託者は、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日および第 42 条第 2 項および第 3 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 5 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 45 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 42 条第 6 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 42 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、2007 年 1 月 4 日以降においても、第 44 条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）による契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ <削除>

④ <削除>

⑤ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

⑥ 一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑦ 前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

⑧ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑨ <削除>

⑩ <削除>

第 43 条 <削除>

（収益分配金および償還金の時効）

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 42 条第 5 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第 44 条の 2 委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社が定める単位をもってその受益権を買取することができます。

② 前項の規定にかかわらず、買取請求日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の場合には、当該請求に応じないものとします。

③ 受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.25% の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して課税対象者に係る所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

④ 受益者は、2007 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、2007 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑤ 委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取消することがあります。

⑥ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託の一部解約）

第 45 条 受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、オーストラリア証券取引所のいずれかの休業日の場合には、当該請求はできないものとします。

③ 委託者は、第 1 項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 2007 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、2007 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、2007 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第 45 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 46 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の 10 分の 1 または 10 億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項および第 2 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 4 項の一定の期間が 1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 53 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 42 条第 8 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 2006 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 20 条の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

2005 年 10 月 14 日

 **MUFG** 三菱UFJアセットマネジメント